

競技規則・第2部 トラック競技

TR17.1、17.6 (TR54.12とTR55.9を除く)、17.14、TR18.2、TR19、TR21.1はTR第6、7、8部にも適用する。

TR 14. トラックの計測

14.1 標準的なトラックの長さは400mとする(400mトラック)。

トラックは平行している二つの直走路と、半径が同じ二つの曲走路からなる。トラックの内側は、高さ最低50mm、幅最低50mmの適当な材質の縁石で境をする。縁石の色は可能な限り白とする。

曲走路の縁石の一部がフィールド競技のため、一時的にはずされる場合、縁石直下の場所に幅50mmの白線を引き、高さ150mm以上のコーンあるいは旗を間隔4m以内(障害物競走で水濠を越えるためにメイントラックを離れる走路の内側は2m以内)で、その底の縁がトラックにもっとも近い白線の端になるように(旗はグラウンドから60度の角度をなすように)置く。

縁石を撤去しコーンまたは旗で代用する(代用縁石を含む)方法は、水濠を越えるためにメイントラックを離れる障害物競走、TR17.5.2による第1グループと第2グループの走路の境界、縁石設置のない直走路にも適用されなくてはならない。後者の場合は(コーン、旗または代用縁石を置く)間隔が10mを超えないようにする。

[国際-注意]

曲走路から直走路または直走路から曲走路にトラックから迂回する地点は、計測員によって白線上に50mm×50mmの見分けのつく色で示され、レース中は1レーンの内側の線上にコーンを設置しなければならない。

[国内]

1. メイントラックを離れる障害物競走とグループスタートでは、代用縁石を置くものとする。
2. 第4種公認競技場の内側が縁石でない場合、内側は50mmの

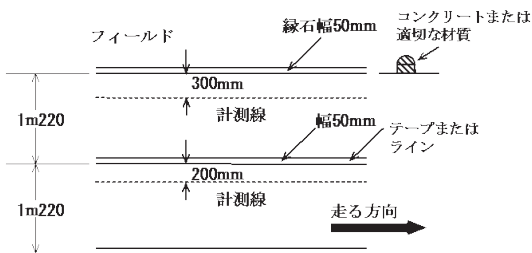
ラインで示し、また4mおきにコーンまたは旗を立てる。コーンまたは旗はラインの上に立てる。旗はトラックの方から、フィールドに60度の角度に倒すように立てる。旗は約250mm×200mmサイズのを450mmの棒の先につけるのが、この目的に一番かなっている。

〔国際〕

1. 縁石は高さ50mm～65mm、幅50mm～250mmで縁石の色は可能な限り白とする。
 2. 2本の直走路については、縁石に替えて幅50mmの白線でも良い。
 3. 縁石のないトラックの縁は幅50mmのラインで示す。
- 14.2 計測は縁石の外端から300mm外方、そして曲走路において縁石がない場合（あるいは、障害物競走で水濠を超えるために縁石が置かれていないメイントラックを離れる場合）、ラインの外端から200mm外方を測る。

〔国内〕

国内の競技場では代用縁石を置くことから縁石とみなし、300mm外方を測る。



- 14.3 競走距離は、スタートラインのフィニッシュラインに近い方の端から、フィニッシュラインのスタートラインに近い方の端まで計測する。
- 14.4 400mまでのレースにおいて、各競技者は幅50mmの白色のラインで区切られた、右側のライン幅を含む最大幅1m220(±10mm)のレーンを走らなければならない。全てのレー

ンは同じ幅でなくてはならない。内側のレーンは TR14.2 の規定によって計測するが、その他のレーンはラインの外端から 200 mm 外方を測る。〔参照 TR17.3〕

〔国内〕

レーン（走路）の幅は 1 m 220 とする。レーン（走路）の幅が 1 m 250 で公認継続している競技場は、トラックおよび走路の全面改修および公認満了が 2021 年 4 月 1 日以降の検定から 1 m 220 の基準を適用する。

〔国際—注意〕

2004 年 1 月 1 日以前に建造されたトラックに関しては、400 m のレースのために、レーンの幅は 1 m 250 でもよい。但し、表面を再舗装する際には、この規則に合わせなければならない。

- 14.5 〔国内〕 本連盟が主催、共催する競技会では、レーンの数は 8 レーン以上が必要である。〔参照 公認陸上競技場および長距離競走路ならびに競歩路規程第 3 条〕

〔国際〕

ワールドランキングコンペティション定義 1. (a)、(b)、(c) と 2. (a)、(b) に該当する競技会においては、最少 8 レーンのトラックでなければならない。

- 14.6 トラックの内側レーン方向への最大許容傾斜度は、幅で 100 分の 1(1%) を超えないようにする。スタートラインからフィニッシュラインの間の走る方向への下りの傾斜は、どの位置であっても 1,000 分の 1(0.1%) を超えてはならない。

〔国際〕

トラックの内側レーン方向への最大許容傾斜度は、WA が例外を認めるに足る特別な状況がある場合を除き、幅で 100 分の 1(1%) を超えないようにする。スタートラインからフィニッシュラインの間の走る方向への下りの傾斜は、どの位置であっても 1,000 分の 1(0.1%) を超えてはならない。

- 14.7 〔国内〕 公認陸上競技場は、第 1 種、第 2 種公認陸上競技場の基本仕様、公認陸上競技場および長距離競走路ならびに競歩路規程、陸上競技場公認に関する細則による。

〔国際〕

競技場の建設、設計そしてマーキングに関する全ての技術的情報は、WA陸上競技施設マニュアル（The World Athletics Track and Field Facilities Manual）に網羅されている。本規則では、守られるべき基本的な原則を示している。

縁石の一部を一時的に取り外す際は、フィールド競技が公平かつ効率的に行えるように、必要最小限の部分にとどめる。

トラックのマーキングに使用する色は、WA陸上競技施設マニュアルに含まれるトラックマーキングプランに示されている。

TR 15. スターティング・ブロック

- 15.1 400 mまでの競走（4×200 mリレー、メドレーリレーおよび4×400 mリレーの第1走者を含む）においてはスターティング・ブロックを使用しなければならず、その他のレースでは使用してはならない。トラック上に設置した際、スターティング・ブロックのいかなる部分もスタートラインに重ねてはならず、その走者のレーンをはみ出してはならない。但し、他の競技者を妨害しなければ、フレームの後部は外側レーンのラインからはみ出てもよい。
- 15.2 スターティング・ブロックは、次の一般仕様に適合したものでなければならない。
 - 15.2.1 スターティング・ブロックは競技者がスタートの態勢をとる際、足をセットする（足を押し付ける）2枚のフットプレートが一つのフレームに固定されたものである。これらは十分に堅固な構造で、競技者に不利益をもたらすものであってはならない。フレームはスタート時に競技者が足を離す際に妨害するものであってはならない。
 - 15.2.2 フットプレートは競技者のスタート姿勢に合うように傾斜がつけられ、平面またはやや凹面になっていてもよい。フットプレートの表面は、競技者のスパイクシューズに適應させるように溝もしくは窪みをつけるか、スパイクシューズの使用に耐えうる材質で覆う。

- 15.2.3 堅固なフレーム上に固定されるフットプレートは調整できるものでよいが、実際にスタートする際には動くものであってはならない。どの場合もフットプレートは、それぞれ前後に動かして調節できなければならない。調節が終わった時、フットプレートは堅固な留具または錠仕掛によりしっかりと固定されなければならないが、競技者が容易にかつ速やかに操作できるものでなければならない。
- 15.2.4 フレームはトラックに与える損傷ができる限り僅かに済むように調整されたピン、もしくは釘によってトラックに固定しなければならない。すばやく容易に取りはずせるようにしなければならない。ピンまたは釘の数、太さ、長さはトラックの構造による。スタート時に移動することのないよう十分に固定されていなくてはならない。
- 15.2.5 競技者が自分のスターティング・ブロックを使用する場合、これらの規則に適合していなければならない。他の競技者を妨害しないものであれば、デザインや構造はどのようなものでもさしつかえない。
- 15.3 〔国際〕 ワールドランキングコンペティション定義1. (a)、(b)、(c) と2. (a)、(b) に該当する競技会、CR32の対象となる世界記録として承認のために申請された記録においては、スターティング・ブロックはWAが承認したスタート・インフォメーション・システムと連結していなければならない。このシステムは他の競技会においても使用することを強く推奨する。
- 〔国際－注意〕
オートリコール装置は規則の範囲内で使用することができる。
- 15.4 ワールドランキングコンペティション定義1.と2. (a)、(b) に該当する競技会および国内の全天候走路での競技会では、競技者は主催者によって用意されたスターティング・ブロックのみを使用する。

〔国内〕

全天候走路でない競技場における競技会では、競技者は本連

盟の規格に合ったもので、かつ許可された場合、個人所有のスターティング・ブロックの使用を認めることもある。

この規則は、以下のように解釈されるべきである：

- (a) フレームまたはフットプレートのどの部分もスタートラインに重ならない。
- (b) 他への邪魔にならないことを条件に、フレームのみ（フットプレートを含んではならない）が外側のレーンに入り込んでよい。これは、曲線でスタートする種目で競技者が走り出す角度は最短距離を取るためスターティング・ブロックは斜めに置かれる傾向があるという、これまでの経験による。

レースのスタート時に聴覚障がいのある競技者に限り、ライトの使用が許可され、助力とはみなさない。しかし、それを提供可能な技術パートナーが指定されているような競技会でない限り、資金調達および機器の手配、さらにスタートシステムとの接続は、競技者または所属するチームの義務である。

TR 16. スタート

16.1 スタートラインは幅 50mm の白いラインで示す。レーンを使用しないレースでのスタートラインは、フィニッシュからの距離がどの競技者も同じになるようにカーブさせる。競走競技におけるレーン（含むオーダー）順は、走る方向に向かって左から右へ番号をつける。

〔注意〕

- i 場外競技におけるスタートでは、スタートラインは幅 300mm 以内で、スタートエリアの地面と対比してはっきりとした色を用いて表示してよい。
- ii 1,500m 競走およびその他の種目でスタートラインが曲線の場合、走路と同じ全天候舗装（素材・厚さ）であることを条件として、外側のレーンから外にはみ出して引くことができる。

〔国内〕

スタートラインの延長は本連盟の検定が必要である。

スタート時の手順を効率的に完了するために、より大きな競技会においては競技者を適切に紹介するために、競技者は集合した時、走る方向に向かって立つ必要がある。

16.2 以下の〔注意〕に記載された競技会を除く全ての競技会において、スターターは開催する国や地域の言語、英語またはフランス語で合図しなければならない。

16.2.1 400 mまでのレース（4×200 mリレー、TR24.1に定義されたメドレーリレー、4×400 mリレーを含む）において指示は「On your marks（オン・ユア・マークス：位置について）」「Set（セット：用意）」の言葉を用いる。

16.2.2 400 mを超えるレース（4×200 mリレー、メドレーリレー、4×400 mリレーを除く）においては「On your marks（オン・ユア・マークス：位置について）」の言葉を用いる。

16.2.3 TR16.5を適用して行うレースでは、スターターは、競技者が位置についた後でもスタートの準備が全て整っていないと判断したり、スタートを中断したりしようと考えた場合には、「Stand Up（スタンド・アップ：立って）」の言葉を用いる。

〔国内〕

スタートの準備が全て整っていないと判断したり、スタートを中断したりしようと考えた場合には、「立って」の言葉を用いる。

全ての競走は通常スターターが上方に向けて構えた信号器の発射音でスタートしなければならない。

〔注意〕

ワールドランキングコンペティション定義1. (a)、(b)、(c)、(d) と2. (d) に該当する競技会ならびに本連盟が主催、共催する競技会においては、スターターの合図は英語のみとする。

スターターは、決勝審判員や200mまでの種目では風力計測員、さらには関連するタイミングチーム（写真判定員等）の準備ができていることを確

認する前にスタート手順を開始してはならない。スタートとフィニッシュ及びタイミングチームとの間の連絡手段は、競技会のレベルによって異なる。ワールドランキングコンペティション定義1.と2.(a)、(b)に該当する競技会やその他多くのハイレベルの競技会では、常に写真判定装置とスタートインフォメーションシステム(SIS)を担当する提供会社が存在する。この場合、連絡調整を担当する技術者がいる。その他の競技会では、無線、電話、または旗やライトの点灯などを使用した、さまざまな連絡方法が使われている。

16.3 400mまでのレース(4×200mリレー、メドレーリレー、4×400mリレーの第1走者を含む)において、クラウチング・スタートとスターティング・ブロックの使用は必須である。位置についた時、競技者はスタートラインおよびその前方のグラウンドに手や足を触れてはならない。「On your marks(位置について)」の合図の後、競技者は自分の割当てられたレーン内のスタートラインの後方の位置につく。両手と少なくとも片膝がグラウンドに、両足はスターティング・ブロックのフットプレートと接触していなければならない。「Set(用意)」の合図で競技者は手とグラウンド、足とスターティング・ブロックのフットプレートとの接触を保ちながら、速やかに最終のスタート体勢に構えなければならない。スターターは、全ての競技者が「Set(用意)」の構えで静止したと確認した時点で、信号器を発射しなければならない。

クラウチング・スタートによる全てのレースでは、競技者がスターティング・ブロックで静止したなら、スターターは速やかにピストルを持った腕を上げ、「セット」と言う。スターターは全ての競技者が静止するのを待ってからピストルを撃つ。

特に手動計時で計時員が配置されている時は、スターターは腕をあまりにも早く上げてはならない。スターターは、「セット」という合図をするその時になってから腕を上げるよう推奨される。

「オンユアマークス」と「セット」との間、そして「セット」と号砲との間にかける時間を決める規則は存在しない。スターターは全競技者の動きが

正しいスタート姿勢で止まったなら、速やかに走らせるべきである。つまり、あるスタートではピストルを非常に早く打つこともあるし、全競技者がスタート姿勢で静止するのを確かなものにするため、長めに待たなくてはならないこともある。

- 16.4 400 mを超えるレース（4×200 mリレー、メドレーリレーそして4×400 mリレーの第1走者を除く）では、全てのスタートは立位（スタンディング・ポジション）で行われなければならない。「On your marks（位置について）」の指示の後、競技者はスタートラインに近づき、スタートラインの後ろで（レーンでスタートするレースでは、割り当てられたレーンの中で）、スタート体勢をとらなければならない。競技者は位置についた時、手（片手または両手）がグラウンドに触れてはならず、また足や手（片手または両手）がスタートラインやその前方のグラウンドに触れてはならない。スターターは、全ての競技者が「On your marks（位置について）」の構えで静止したと確認した時点で、信号器を発射しなければならない。
- 16.5 「On your marks（位置について）」または「Set（用意）」の合図で、競技者は、一斉にそして遅れることなく完全な最終スタート姿勢をとらなければならない。競技者が位置についた後、何らかの理由でスターターが競技者のスタート手続きが整っていないと感じた場合は、スタート位置を離れるよう競技者に命じ、出発係は競技者を再びスタートラインの後方3 mのところを整列させなければならない。〔参照 CR23〕スターターは下記の行為を競技者が行ったら、スタートを中止しなくてはならない。
- 16.5.1 「On your marks（位置について）」または「Set（用意）」の合図の後で、信号器発射の前に正当な理由もなく手を挙げたり、クラウチングの姿勢から立ち上がった時（理由の正当性は審判長によって判断される）。
- 16.5.2 「On your marks（位置について）」または「Set（用意）」の合図に従わない、あるいは遅れることなく速やかに最

終の用意の位置につかなかつたとスターターが判断した時。

- 16.5.3 「On your marks (位置について)」または「Set (用意)」の合図の後、音声や動作、その他の方法で他の競技者の妨害をし、その結果、その競技者が他の競技者の不正スタートを生じさせた時。

この場合、審判長は TR7.1ならびに7.3に従い、不適切行為があったとして当該競技者に対して警告を与えることができる(同じ競技会の中で2度の規則違反があった場合は失格となる)。この際、グリーンカードを示してはならない。

スタート中断の原因が競技者の責任でないと考えられる場合、あるいは審判長がスターターの判断に同意できない場合は、競技者全員にグリーンカード(旗)を提示して不正スタートを犯した者がいないことを示す。

スタート規則を、懲戒事項(TR16.5)および不正スタート(TR16.7、16.8)に分割することにより、1名の競技者の行為によって同組の他の競技者が「とばっちり」を受け、処分されるということがないようにした。この規則の主旨の高潔性を維持するため、スターターと審判長が不正スタートを検出するのと同じくらい TR16.5 を忠実に適用することは重要である。

スターターが意図的ではないとの見方をし、TR16.2.3のみの適用が適切であるとするかもしれないが、意図的か、または例えば緊張に起因し故意かそうでないかにかかわらず起こりうる行為には、TR16.5が適用されるべきである。

逆に、選手が正当な理由でスタートを遅らせることを要求する権利がある場合もある。従って、スタート審判長はスタートを取り巻く環境や条件、特にスターターはスタート準備に集中し、ヘッドフォンを着用していることもあるため、スターターが気付いていない可能性のある要因に注意を払うことが重要である。

このような場合、スターターと審判長は合理的かつ効率的に行動し、意思決定を明確に示す必要がある。適切な方法は、決定理由をそのレースの競技者に知らせるとともに、可能であればアナウンサーやテレビ中継ス

タッフなどにも通信ネットワークを介して通知することである。
イエローカードまたはレッドカードが出されたら、グリーンカードは示してはならない。

不正スタート

16.6 WAが承認したスタート・インフォメーション・システムが用いられている時、スターターとリコーラーの両者またはそのいずれかが、スタート・インフォメーション・システムが不正スタート（即ち、反応時間が0.100秒未満の場合をいう）の可能性あることを装置が示した時に発せられる音響をはっきり聞くために、ヘッドフォーンを着用しなければならない。

スターターとリコーラーの両者、またはそのいずれかが、音響を聞いた瞬間、すでに出発の信号器が発射されていれば呼び戻し（リコール）しなければならない。そしてスターターはリコールの原因となった競技者を特定するために、直ちにスタート・インフォメーション・システムの反応時間およびその他入手可能な情報を確認しなければならない。

〔注意〕

承認済のスタート・インフォメーション・システムが使われている場合、このシステムにより得られた証拠は、審判長によって正しい決定をするための一つの材料として扱われる。

16.7 競技者は完全かつ最終的なスタートの姿勢を取った後、信号器の発射音を聞くまでスタートを開始してはならない。競技者が少しでも早くスタートを開始したとスターターが判断した時は（CR22.6を適用することを含む）、不正スタートとなる。

スタートの開始とは、以下のように定義される。

16.7.1 クラウチング・スタートの場合、片足または両足がスターティング・ブロックのフットプレートから離れたり、片手または両手が地面から離れたりすることを含む、あるいはその動作の結果として離れることにつながるあらゆる動作。

16.7.2 スタンディング・スタートの場合、片足または両足が地面から離れたり、あるいはその動作の結果として離れたりすることにつながるあらゆる動作。

もしスターターが信号器の発射音の前に、ある競技者が動き始めて止まらずにスタートの開始に結び付く動きを開始したと判断した場合も、不正スタートと判断しなくてはならない。

〔注意〕

- i 競技者による TR16.7.1、16.7.2以外のあらゆる動きは、スタート動作の開始とみなさない。但し、そのような動作は不正スタート以外での警告または失格処分の対象になる場合がある。
- ii 立位（スタンディング・ポジション）でスタートする競技者の方がバランスを崩しやすいため、偶発的に動いてしまったと考えられる場合、そのスタートは「ふらつき」と見なされ、不正スタートの対象として扱われるべきではない。スタート前に突かれたり押されたりしてスタートラインの前に出てしまった競技者は、不正スタートとして罰せられるべきではない。そのような妨害を引き起こした競技者は、警告または失格処分の対象になる場合がある。

〔注釈〕

Setの後、最終のスタートの姿勢になってから号砲までの間に次の動きを確認した場合、不正スタートとする。

- i 静止することなく、動いたままスタートした場合。
- ii 手が地面から、あるいは足がスタンディング・ブロックのフットプレートから離れた場合。

競技者が地面またはフットプレートとの接触を失っていない場合、一般的には不正スタートは課されない。例えば競技者が腰を上げた後、手や足が地面やフットプレートとの接触を失うことなく腰を下げるなら、不正スタートとは見なすべきではない。そのようなケースでは、TR16.5に基づいて不適切な行為として競技者に警告を与える（もしくは、それまでに警告があった場合は失格とする）理由となる。

スターターによる号砲前に競技者が手や足を動かしていなくても、号砲の

タイミングを予想し、何らかの連続的な動きで効果的にスタートしようとする「ローリングスタート」があったとスターター（またはリコーラー）が判断したなら、レースはリコール（呼び戻し）されなければならない。リコール（呼び戻し）はスターターまたはリコーラーによって行うことができるが、競技者が動き始めた時、「ローリングスタート」の有無を判断できる最適な立場にあるのはスターターである。スターターが、号砲の前に競技者が動作を開始したと確信するなら、不正スタートが与えられるべきである。

〔注意〕 ii に従って立位（スタンディングポジション）でスタートする種目では、スターターと審判長は TR16.7 の適用は過剰にならないようにする。こうした場合は、通常、両足の2点で支えたスタートはバランスを崩しやすすいのであって、ほとんどが意図せずに発生している。従って過度に不利な処罰を与えるべきではない。

このような動きが偶発的であると考えられた場合、スターターと審判長は、まずはスタートが「不安定」と見なし、TR16.2.3 に従って対処することを推奨する。しかし、同じ組で同じことが繰り返されるなら、スターターおよび審判長は、状況に応じて不正スタートまたは懲戒手続きの適用を検討することができる。

16.8 混成競技を除いて、一度の不正スタートでも責任を有する競技者はスターターにより失格とさせられる。

混成競技においては各レースで1回目の不正スタートは失格にならないが、その後不正スタートをした競技者は全て失格とする。〔参照 TR39.8.3〕

〔注意〕

実際は、1名あるいはそれ以上の競技者が不正スタートをした時には、他の競技者もそれにつられる傾向がある。厳格にいうと、それにつられたどの競技者も不正スタートとなる。スターターは不正スタートをした責任があると判断される競技者だけに警告を与え、あるいは失格とする。従って2名以上の競技者が警告あるいは失格になることもある。不正スタートがどの競技者の責にも帰すべきものでなければ、警告は与えないでグリーンカード（旗）を競技者全員に見せる。

- 16.9 不正スタートがあった場合、出発係は以下の手続きを行う。
混成競技を除き、不正スタートの責任がある競技者は失格となり、対象競技者の前で赤黒（斜め半分形）旗・カードを挙げる。
混成競技では1回目の不正スタートの時、不正スタートの責任がある競技者に対して、黄黒（斜め半分形）旗・カードを挙げて警告する。同時に、それ以降の不正スタートは全て失格になることを知らせるために、レースに参加している全ての競技者に対して、1名以上の出発係から黄黒（斜め半分形）旗・カードを挙げて警告する。さらに不正スタートが行われた場合、不正スタートの責任がある競技者は失格となり、対象競技者の前で赤黒（斜め半分形）旗・カードを挙げる。
レーンナンバー標識が使用される場合には、不正スタートの責任を有する競技者にカードが示されたら、レーンナンバー標識にも同様の表示を行う。

斜めに色分けされたカードのサイズはA5版で、両面に色分けすることを推奨する。既存の器具を変更する際の不必要な費用を避けるために、レーンナンバー標識の上部に付いている不正スタートの表示は、以前のデザインである（黄黒でなく）黄色と（赤黒でなく）赤色のままでよいことに注意が必要である。

- 16.10 スターターもしくはリコーラーは、スタートが公正に行われなかったと判断した時は、信号器を発射するか、聞き取ることのできる適切な信号音を出して競技者を呼び戻さなければならない。

公正なスタート（フェアスタート）についての言及は、不正スタートのケースにのみ関連しているわけでない。この規則は、スターティング・ブロックが滑ったり、スタート時に1名以上の競技者に異物が干渉したりするなど、他の状況にも適用されると解釈される。

TR 17. レース

レースにおける妨害

17.1 競技中、押されたり走路を塞がれたりして、競技者の前進が妨げられた場合の扱いは以下の通りとする。

17.1.1 妨害行為が意図的でないと見なされる場合、または、競技者以外によって引き起こされた場合、審判長がそのような行為が特定の競技者（またはチーム）に深刻な影響をもたらしたと判断したら、CR18.7またはTR8.4に従い、競技者1名での、または当該レースに関する複数名あるいは全員での再レースの実施を命じるか、影響を受けた競技者（またはチーム）が当該種目の次のラウンドで競技することを認めることができる。

17.1.2 別の競技者が妨害行為の責任があると審判長が判断した場合、その競技者（またはチーム）は当該種目で失格となる。審判長は、そのような行為が特定の競技者（またはチーム）に深刻な影響をもたらしたと判断したら、失格となった競技者（またはチーム）を除いて、CR18.7またはTR8.4に従い、競技者1名での、または当該レースに関する複数名あるいは全員での再レースの実施を命じるか、失格となった競技者やチームを除く影響を受けた競技者（またはチーム）が当該種目の次のラウンドで競技することを認めることができる。

〔注意〕

悪質と考えられる場合は、TR7.1および7.3を適用することができる。

TR17.1.1と17.1.2のいずれの場合においても、再レース等を認められる競技者（またはチーム）は、通常、誠実に力を尽くして当該種目を完走した競技者（またはチーム）である。

押し合い（Jostling）とは、他の競技者との物理的な接触と理解する必要があり、それによって不当な利益を得たり、他の競技者にケガをさせたり、危害を加えたりすることを引き起こす行為である。

17.2 全てのレースにおいて、

17.2.1 少なくとも一つの曲走路を含むレースは、左手が内側になるように行う。またレーンナンバーは、左手側から順にレーン1とつける。

〔国内〕

直線競走（50m、55m、60m、100m、50mハードル、55mハードル、60mハードル、100mハードル、110mハードル）を逆走で競技を行う時は、公式に計測された競技場において、かつ審判を行う諸設備が整っている場合に限る。

17.2.2 完全に直線のみを走る場合、走る方向は利用可能な条件に応じて、左手または右手を内側としてもよい。

17.2.3 レーンで行うレース（一部をレーンで行う場合も含む）では、各競技者はスタートからフィニッシュまで自分に割り当てられたレーンを走らなければならない。カーブを走る部分では、左側（内側）のライン上またはその内側（最も内側のレーンでは走路の境界を示す内側の縁石または線）を踏んだり走ったりしてはならない。

17.2.4 レーンで行わない（一部をレーンで行わない場合も含む）全てのレースの曲走路で、あるいはTR17.5.2に規定された第2グループを走る際に、または障害物競走の水濠に向かう迂回路の曲走路区間を走る際に、各競技者は、境界を示すために設置されている縁石やラインの上や内側（トラックの内側、グループスタートでトラックの外側からスタートした際の第1グループと第2グループの走路の境界の内側、障害物競走の水濠に向かう迂回路の曲線区間の内側）を踏んだり、走ったりしてはならない。

レーン侵害行為

17.3 全てのレースにおいて、競技者がTR17.2.3 または17.2.4に違反し、審判長が審判員か監察員の報告に同意した場合は、その競技者または当該レースのリレー・チームは失格となる。但し、以下の場合は失格とはならない。

17.3.1 レース中に他の者や何らかの物によって押されたり、妨

害されたりしたために、自分のレーン外、縁石やラインの上あるいは内側に足が入ったり走ったりした場合。

- 17.3.2 レーンで行うレースの直走路において自分のレーン外を、もしくは障害物競走の水濠に向かう迂回路の直線区間において走路外を踏んだり走ったりした場合。またはレーンで行うレースの曲走路において自分のレーンの外側のラインを踏んだり、外側のレーンを走ったりした場合。
- 17.3.3 レーンで行う（一部をレーンで行う場合も含む）全てのレース（TR17.2.4参照）の曲走路で、レーンの左側の白線や走路の境界を示す内側の縁石または白線に1回（1歩）だけ触れた場合。
- 17.3.4 レーンで行わない（一部をレーンで行わない場合も含む）全てのレース（TR17.2.4参照）の曲走路で、走路の境界を示す縁石または白線を1回（1歩）だけ踏んだり、完全に越えたり（内側に入った）した場合。

尚、上記の場合であっても他の競技者を押しのけたり走路を塞いだりして進行を妨害したと判定されたり（TR17.1参照）、実質的な利益を得たと判定されたら（TR17.4参照）、その競技者または当該レースのリレー・チームは失格となる。複数ラウンドで行われるレースでは、TR17.3.3または17.3.4に定められた行為は、ある競技者の当該種目の全てのラウンドの中での1回の行為は失格とはならない。当該種目の同じラウンドで行われたか他のラウンドで行われたかに関わらず、2回以上の行為があると当該競技者は失格となる。リレーの場合、TR17.3.3と17.3.4に定められた行為を2回以上行ったら、違反したのが同一競技者かそのチームの他の競技者によるものかに関わらず、また当該種目の同じラウンドで行われたか他のラウンドで行われたかに関わらず、当該チームは失格となる。

記録の公認については、CR31.14.4を参照のこと。

〔注釈〕

1回の違反であっても、有利な位置取りをするために行った

場合や他の競技者を妨害した場合は、直ちに失格となる。

- 17.4 TR17.3に規定されていないことを含む何らかの手段で、またはレース中にトラックの縁石の内側に足が入ったり走ったりして「囲まれた（ボックスポジション）」状況から抜け出すことによって、実質的な利益を得た場合、競技者（またはリレー・チーム）は失格となる。

TR17.4は、特に競技者がレース中にトラックの内側に入り込むことにより（意図的でないとか他の競技者に押されたり妨害されて入り込んでしまったとかは関係なく）自身の位置取りをよくしようとしたり、周りを他の競技者に囲まれた状態から抜け出すためにスペースが見つかるまでトラック内側を走るといった行為を禁止する。通常、直走路の1レーン内側を走っている限りは（曲走路での行為とは別に）強制的に失格に至ることはないが、もし、それが押されたり妨害されたりした結果、その場所にいたとしても、競技者が利益を得ていれば審判長は自らの裁量で失格させる権限がある。レース中にトラックの内側に入り込んでしまった場合、競技者はいかなる利益をも望むことなく、得ることなくトラックに戻るための速やかな措置を取る必要がある。

スタート時にはレーンが割り当てられ、スタート後にレーンを使用しないレースでは、TR17.2と17.3はそれぞれの場所（レーンを使用して走っている場所とレーンを使用しないで走っている場所）に適用される。従って、TR17.3.3 または17.3.4に基づく違反は、1回のみ認められる。同じレースで2回目の違反があった場合は失格となる。靴や足の一部が内側の白線の左側にある場合に、TR17.3.3を例外的に適用するかどうか判断するには、少なくとも競技者の靴か足の輪郭の一部が左側（内側）の白線に接触しているかどうか要件となる。そうでない場合は適用されない。

レーン侵害に関する全ての違反は競技データシステムに記録され、スタートリストと結果に表示されなくてはならない（CR25.4略号参照）。

次ラウンドへのレーン侵害繰越しルールは同一種目のみに適用され、他の種目には適用されない。

混成競技では、競技者は同一レース中に複数回のレーン侵害行為があった場合にのみ失格となる。当該混成競技でその後に行われる種目へは、レーン侵害繰越しルールは適用されない。

17.5 ワールドランキングコンペティション定義1.および2.に該当する競技会および他の競技会でもできる限り、加えて国内競技会では、

17.5.1 800 m競走では、第一曲走路の終わりにマークされたブレイクラインのスタート側に近い端までレーンを走らなければならない。競技者はこのブレイクラインから自分のレーンを離れることができる。ブレイクラインは、トラックの第一曲走路の終わりに引かれた第1レーン以外の全てのレーンを横切る幅50mmの円弧のラインである。競技者がブレイクラインを確認しやすいように、ブレイクラインやレーンラインとは違う色で、50mm×50mmで高さ150mm以下のコーン、角柱、または適当な目印となるものを各レーンとブレイクラインの交差する直前の各レーンのライン上に置かねばならない。

〔国際一注意〕

ワールドランキングコンペティション定義1. (e) と2. (e) に該当する競技会においては、当事者の合意によってレーンを使用しない場合がある。

〔国内〕

- i 小規模競技会等で800 m競走を弧形のライン後方からグループスタートで行う場合（レーンを使用しないでスタートを行う場合）はこの限りではない。
- ii 800 m競走でブレイクラインまでレーンを走る場合のスタート位置は二つの要素に注意しなければならない。
第1に、適用する通常の階段式差は200 m競走の場合と同じである。
第2に、外側のレーンの走者のためにバック・ストレートの終端でほぼ同じ距離となるように、内側のレーンの走者よりも各レーンのスタートの位置を順次前に出して調節することである。
各レーンのスタート位置については、次の方法が望ましい。
 - (1) B_1 点は、内側のレーンのバック・ストレートの入

口で、内側の縁石の外端から 300 mm の地点。

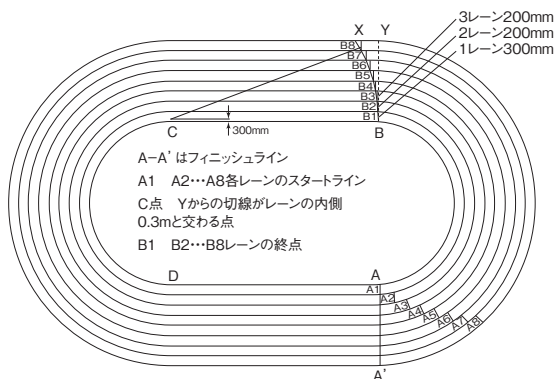
- (2) 定点 Y は、 AB_1 の延長線で一番外側のレーンの、そのレーンの内側のラインから 200 mm の地点。
- (3) 定点 C は、バック・ストレートの終点、即ち、次の曲走路の始まる所で内側の縁石の外端から 300 mm。
- (4) CB_1 を半径としてトラックに弧 B_1X を引く。このラインは、トラックに幅 50 mm で示す。
- (5) 第 2 レーンから一番外側のレーンまでは、 B_1X と各レーンの内側から 200 mm の点の交点により決める。スタートの位置の正確な調節は次の方法で決定する。

800 m 競走における各レーンのスタートの位置は、 B_1Y から各レーンの終わり ($B_2 \sim B_8$) までの距離を前に出さなければならない。

各レーンの正当なスタートの位置を前に出す距離は、レーンの幅が 1 m 220、直線の長さ 80 m とすると、次の数値になる。

第 1 レーン	0	第 2 レーン	8 mm
第 3 レーン	34 mm	第 4 レーン	79 mm
第 5 レーン	143 mm	第 6 レーン	225 mm
第 7 レーン	326 mm	第 8 レーン	446 mm
第 9 レーン	585 mm		

第1曲走路をレーンで走る800m競走のスタート区画



- 17.5.2 1000 m、2000 m、3000 m（内水濠で行う3000 m障害での適用も可）、5000 m、10000 mで1回のレースに12名を超える競技者がいる場合、競技者のおよそ2/3を第1グループ、残りを第2グループの二つのグループに分けてスタートさせてもよい。第1グループは通常のスタートラインに並び、第2グループは二つに分けられた外側のスタートラインに並ぶ。第2グループは、トラックの最初の曲走路の終わりまで、半分に区切られたトラックの外側を走らなければならない。第1グループと第2グループの走路の境界はTR14.1に記述の通りコーン、旗または代用縁石でマークされなければならない。外側の弧形のスタートラインは、全競技者が同一の距離を走るように引かれなければならない。
- 2,000 mと10,000 mにおける第2グループの競技者が第1グループの競技者と合流する地点は、800 mのブレイクラインである。
- 1,000 m、3,000 mと5,000 m（内水濠で行う3000 m障害での適用も可）におけるグループスタートの場合、第2グループでスタートした競技者が第1グループの競技

者と合流する地点を示すため、フィニッシュの位置する直走路の入口にマークを置かなくてはならない。このマークは50mm×50mmとし、第4レーン外側（6レーンのトラックでは第3レーン外側）のライン上に置き、コーンまたは旗を二つのグループが合流する地点の直前まで置く。

〔国内〕

第1グループと第2グループの走路の間には代用縁石を置き、二つに分ける。合流地点には他とは異なる彩色の代用縁石を置く。

この規則に違反した場合、その競技者、リレーの場合は当該種目のチームは失格となる。

800m競走および該当するリレー種目で使用するブレイクラインのマーカは50mm×50mmで高さ150mm以下でなければならない。

CR25.4で失格の理由を明確にするため、以下のように記載する。

- a. 競技者が TR17.2.3または17.2.4に違反し、ラインの上や内側を踏んだ。
- b. 競技者が TR17.5に違反し、ブレイクラインの手前やグループスタートで決められた位置の手前で内側を走った。

トラックからの離脱

- 17.6 TR24.6を遵守している場合を除き、レース中に自らの意思でトラックを離れた競技者は、そのレースを継続することを認められず、完走しなかったものとして記録される。いったんトラックを離れた競技者がレースに戻ろうとした場合、審判長により失格とさせられる。

マーカ

- 17.7 TR24.4で規定されたレースの全部あるいは最初の一部をレーンで行うリレー種目を除き、競技者は自分の助けとするために走路上および走路脇にマークをつけたり、物を置いたりしてはならない。規則に違反しているマーカや物があれば、規則に合わせるよう、あるいは剥がしたり動かしたりす

るよう、審判員は当該競技者を指導しなければならない。指導に従わない場合には、審判員が取り除かなければならない。

〔注意〕

悪質と考えられる場合は、TR7.1および7.3を適用することができる。

風力測定

17.8 〔国際〕 全ての風向風速計は国際標準規格に合わせて製造され、調整されていなければならない。競技会で使用される風向風速計の精度は、各国の政府計量機関によって認定された適切な組織によって認証されているものでなければならない。

17.9 ワールドランキングコンペティション定義1. と2. (a), (b), (c), (e) に該当する競技会、ならびに世界記録認定のために提出される成績には、非機械的（超音波）風向風速計を使用しなければならない。機械的風向風速計は横風の影響を受けないように保護する。また円筒を使用する場合、計測器の両側は円筒の直径の少なくとも2倍の長さがなければならない。

〔国内〕

日本記録の認定に際し、非機械的（超音波等）風向風速計の使用は義務づけない。

17.10 トラック競技審判長は、種目に応じて、風向風速計が直走路の第1レーンに隣接してフィニッシュラインから手前の、以下の地点に設置してあることを確認する。

50m、60m競走（ハードルを含む） : 30m

100m、110m、200m競走（ハードルを含む） : 50m

〔国内〕

55m競走（ハードルを含む） : 30m

風向風速計の測定面はトラックから2m以上離してはならず、高さは1m220（±50mm）でなければならない。

17.11 風向風速計は自動、あるいは遠隔操作によって計測され、計測結果は直接コンピューターに伝達・入力されてもよい。

17.12 風速を計測する時間は、スターターの信号器の発射（閃光／煙）から次の通りとする。

50m	5秒間
50mハードル	5秒間
60m	5秒間
60mハードル	5秒間
100m	10秒間
100mハードル	13秒間
110mハードル	13秒間
200m	先頭の走者が直走路に入った時から10秒間。 但し、ショート・トラックでの競技は除く。

〔国内〕

i 55m 5秒間

55mハードル 5秒間

ii 200mの計測にあたっては、直走路に入る位置に旗を立てるなど、適切な方法で表示する。

17.13 風向風速計で秒速何メートルかを読み取り、小数第2位が0でない限り、秒速1mの10分の1の単位まで繰り上げる。

秒速 +2.03m → +2.1m

-2.03m → -2.0m

〔国内〕

追風の走る方向への分速度は換算表を活用して算出する（別掲、風速換算表参照）。

途中時間の表示

17.14 途中時間や予想優勝時間は、公式にアナウンスまたは表示することができる。レースに参加している競技者全員が、途中時間を知ることができるような地点や環境下に視認できる時間表示がない場合に限り、審判長は2か所まで、指定した場所で時間を読み上げることができる各1名を、許可あるいは指名できる。審判長より事前に承認を得ない限り、いかなる者も競技区域内で時間を競技者に知らせてはならない。本規則に違反し途中経過時間を知らされた競技者は、助力を受けたと見なし、TR6.2を適用する。

〔注意〕

競技区域は、通常、柵等で仕切られているが、上記規定の解釈上、競技が行われ、競技参加者および規則や規程で認められた者のみが立ち入ることのできる区域と定義される。

トラック競技における給水・スポンジ

17.15 給水・スポンジは以下の通りとする。

17.15.1 5,000 m以上のトラック競技では、主催者は気象状況に応じて競技者に水とスポンジを用意することができる。

17.15.2 10,000 mを超えるトラック競技では、飲食物・水・スポンジ供給所を設けなくてはならない。飲食物は主催者か競技者本人のいずれかが用意してもよく、競技者が容易に手に取りやすいように置かなくてはならない。あるいは承認された者が競技者に手渡す方式でもよい。競技者が用意した飲食物は、競技者本人または競技者代理人によって提出された時点から、主催者が指名する役員の下監視下に置かなくてはならない。担当競技役員は受領時以降、預けられた飲食物が取り替えられたり、何らかの異物が混入されたりすることのないよう管理しなければならない。

17.15.3 競技者はいつでも、スタート地点や主催者が設置した供給所で受取った水や飲食物を手を持ちたり身体につけたりして持ち運んでもよい。

17.15.4 競技者が医学的理由または競技役員の指示によらずに、

主催者が設置した供給所以外で飲食物や水を受けたり自分で摂ったりした場合、あるいは他の競技者の飲食物を摂った場合、審判長はそれが1回目の違反であれば警告とし、通常はイエローカードの提示によりこれを知らせる。2回目の違反があった競技者は失格させ、レッドカードを提示する。失格となった競技者は速やかにトラックの外に出なければならない。

〔注意〕

飲食物や水、スポンジをスタート地点から持ってきたり、主催者が設置した供給所で受取っている限りにおいて、競技者はそれらを他の競技者から受取ったりあるいは手渡ししてもよい。但し、ある競技者が1人または複数の競技者にそのような方法で繰り返し飲食物の受渡しを行う場合は、規則に違反した助力と考え、警告を与えたり失格としたりすることができる。

TR 18. フィニッシュ

- 18.1 フィニッシュは幅50mmの白いラインで示す。

〔注意〕

競技場外でフィニッシュする種目の場合、フィニッシュラインの幅は300mmまでとし、色はフィニッシュエリアの道路面とはっきり区別できるのであれば何色でもよい。

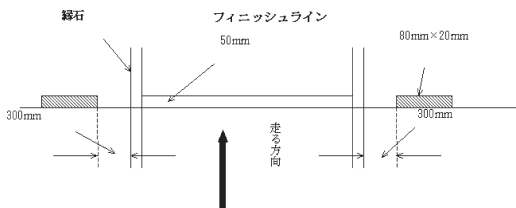
- 18.2 競技者の順位は、その胴体（トルソー：頭、首、腕、脚、手、足を含まない部分）のいずれかの部分が前項のフィニッシュラインのスタートラインに近い端の垂直面に到達したことで決める。
- 18.3 一定の時間を基準として行われる競走と競歩では、スターターは競技者および審判員に対して、競技が終わりに近づいていることを予告するために、競技の終了時間1分前に信号器を発射する。スターターは計時員主任の指示に基づいて、競技終了時間に再び競技の終了を合図する信号器を発射する。レース終了を知らせる信号器発射と同時に、担当審判員は信号器発射の直前あるいは瞬間に、各競技者がトラックに

足をタッチした正確な地点をマークしなければならない。
記録になる距離はメートル未満を切り捨てる。各競技者には
競技開始前に、少なくとも1名の審判員が距離を記録する
ために割り当てられなければならない。

〔国内〕

フィニッシュポスト：写真判定システムがない場合、2本の
白色に塗られた柱をフィニッシュラインの延長線上に少なく
ともトラックの端から300mmのところに着く。フィニッシュ
ポストは強固な構造で、高さ約1m400、幅80mm、厚さ20
mmとする。

フィニッシュポスト



1時間走の実施に関するガイドライン(One Hour Race Guide)は、WAウェブ
サイトからダウンロード可能である。

TR 19. 計時と写真判定

19.1 公式の計時方法として、次の三つが認められる。

19.1.1 手動計時

19.1.2 写真判定システムによる全自動計時（電気計時）

19.1.3 トランスポンダーシステムによる計時

尚、トランスポンダーシステムによる計時は TR54（競歩競技：競技場内で完全に実施されないレース）、TR55（道路競走）、TR56（クロスカントリー競走）、TR57（マウンテンレースとトレイルレース）で行われる競技に限定する。

19.2 TR19.1.1および19.1.2における計時は、競技者の胴体（トルソー：頭、首、腕、脚、手、足を含まない部分）がフィニッ

シュラインのスタートラインに近い方の端の垂直面に到達した瞬間をとらえなければならない。

- 19.3 全完走者の時間を計時する。また、可能な限り800 m以上のレースのラップタイムと3,000 m以上のレースでは1,000 mごとの途中時間を計時しなければならない。

手動計時

- 19.4 計時員はフィニッシュラインの延長線上に位置する。できれば、外側のレーンから少なくとも5 mのところ1列に並ぶ。フィニッシュラインがよく見えるように階段式の審判台を用意する。
- 19.5 手動計時は計時員がデジタル式のストップウォッチで計時する。この計時装置を、競技規則上、「時計」という。
- 19.6 TR19.3のラップタイムは、複数の記録をとることができる時計を使用している計時員、予備の計時員、あるいはトランスポンダーシステムで計時する。
- 19.7 計時はスタート信号器の閃光または煙から計測する。
- 19.8 各レースの1着の時間、および記録のために計時すべき他の競技者の時間は、3名の任命された計時員（そのうち1名は計時員主任）と1～2名の予備に任命された計時員が計時する（混成競技はTR39.8.2参照）。予備計時員の時間は、1～2名の任命された計時員が適切な計時に失敗した場合に事前に決めた順序によって採用され、どのような場合でも1着の時間は3個の時計で記録する。
- 19.9 各計時員は独立して行動し、他の計時員に時計を見せたり相談したりすることなく自己の計時した時間を所定の用紙に記入し、署名後、計時員主任に提出する。計時員主任は報告された時間を確認するため、その時計を検査することができる。
- 19.10 手動計時による全てのレースでは、計時は以下のように行う。
- 19.10.1 トラックレースでは、ちょうど0.1秒で終わる以外は、次のより長い0.1秒として変換され記録される。
- 例 10.11 → 10.2
- 19.10.2 レースの一部または全部が競技場外で行われる場合の計時は、0.1秒単位が厳密に「.0」にならない場合は、次の

より長い1秒として変換され記録される。

例 2:09:44.3→2:09:45

〔注意〕

道路競技の1マイルは、次のより長い0.1秒に変換する(切上げる)。

- 19.11 上記に示したように変換した後、3個の時計のうち2個が一致し、1個が異なっている場合は、2個の時計が示す時間を公式記録とする。もし3個の時計がそれぞれ異なった時間を示す場合は、中間の時間をもって公式記録とする。なんらかの理由で2個の時計でしか計時できず異なった時間となった場合は、遅い方の時間を公式記録とする。
- 19.12 計時員主任は本条の規定に従って、各競技者の公式時間を決定し、その結果を記録・情報処理員に提出する。

写真判定システムによる全自動計時(電気計時)

システム

〔国内〕

本連盟が主催、共催する競技会、および本連盟が特に指定する競技会では、必ず写真判定システムを使用しなければならない。全部または一部が競技場外で行われるレースでは、写真判定システムを使用しなくてもよい。

- 19.13 写真判定システムは競技会前4年以内に精度検査を受け、発行された精度証明書のあるものでなければならない。要件として以下が含まれる。

19.13.1 当該システムは、フィニッシュラインの延長線上に設置されたカメラを通してフィニッシュを記録し、合成画像を生成できるものでなければならない。

- a. ワールドランキングコンペティション定義1.および2.に該当する競技会の場合、合成画像は1秒あたり少なくとも1,000枚の画像から合成されなければならない。
- b. その他の競技会の場合、合成画像は1秒あたり少なくとも100枚の画像から合成されなければならない。

いずれの場合においても、画像は0.01秒毎に均等に目盛りされた時間尺度と同期していなければならない。

- 19.13.2 当該システムはスターターの合図によって自動的に作動するものとし、ピストルの発射時の閃光または同等の可視指示と計時装置の時間差が安定的に0.001秒以内であるようにする。
- 19.14 カメラが正しく設置されていることを確認するために、また写真判定画像が読み取りやすいようにするために、レーンラインとフィニッシュラインの交差部分は適切なデザインで黒く塗る。そのようなデザインは当該交差部分のみに施し、フィニッシュラインのスタートラインに近い端から反対側に20mm以内にとどめ、手前にはみ出してはならない。記録をより読み取りやすくするため、レーンラインとフィニッシュラインの交差部分の両側に同様の黒マークを置いてよい。
- 19.15 競技者の順位は、時間目盛りに対して垂直であることが保証されている読み込みラインのカーソルを用いて、画像から読み取る。
- 19.16 当該システムは各競技者のフィニッシュタイムを自動的に測定・記録し、各競技者の時間が表示された写真を作成できるもので、各競技者の記録や競技結果を示す一覧も作成できるものでなければならない。自動作成された情報及び手入力情報（競技開始・終了時刻など）の変更は、写真の時間目盛と一覧表上に自動的に表示されなければならない。
- 19.17 スタート時には自動的に作動しないがフィニッシュ時に自動的に作動するシステムは、TR19.7またはそれと同等の正確さで作動するのであれば、手動計時と見なす。この場合、画像は競技者間の順位を判断し、時間差を調整するための有効な材料として用いることができる。

〔注意〕

写真判定システムがスターターの合図で作動しなかった場合、画像上の時間目盛りはこの事実を自動的に示すものでなくてはならない。

- 19.18 スタート時には自動的に作動するがフィニッシュ時には自動

的に作動しないシステムは、手動計時でも写真判定システムのどちらでもなく、公式な記録計測には使用できない。

操 作

- 19.19 写真判定員主任はそのシステムの機能について責任を負う。主任は競技会の開始前に関係技術者と打ち合わせ、写真判定システムについて理解し全ての設定についても監督する。写真判定員主任はスタート審判長（もし指名されていないければ、関連するトラック競技審判長や競歩競技審判長）とスターターの協力を得て、写真判定システムがスターターの信号器の合図によって自動的に、TR19.13.2に定められた時間内（0.001秒以内）で正しく作動するかどうかのゼロ・コントロールテストを、各セッション（午前の部または夜の部）の開始前に実施しなければならない。また、機器のテストとカメラの正確な設置について監督しなければならない。
- 19.20 できればトラックの両側に、少なくとも1台ずつ写真判定システムを作動させるようにする。これらのシステムは、技術的に独立したシステムが別々の動力源で別々の機器やケーブルによって、スターターの信号器の発信を記録し、連携できることが望ましい。

〔注意〕

2台以上の写真判定システムを使用する場合、1台は競技会の開始前に技術代表（あるいは指名された WA 写真判定員）から公式システムとして指定されなければならない。もう1台のカメラの時間と順位については、公式カメラの正確性に疑問があるか、着順判定の不明確な点を正すために補助カメラとしての必要性が生じた場合以外には参考とすべきではない。（必要性がある場合の例：競技者の全身または一部が公式カメラの画像に映っていない時）

- 19.21 写真判定員主任は適切な人数の判定員と協同して競技者の着順を決定し、公式時間を決定する。主任はこれらの着順と時間が競技結果システムに正確に入力され転送されていること、そして記録・情報処理員に提出されたことを確かめなければならない。

様々な新しい技術が利用可能な主要競技会では、写真判定画像は、大型映像（ビデオボード）にすぐに提供されるか、もしくはインターネット上に公開されることがよくある。不必要な抗議や訴えに費やされる時間を減らすために、抗議または上訴することを検討している競技者またはその代理人に写真判定画像を見る機会を提供することが、今では通常の手続きとなっている。

19.22 写真判定システムで記録された時間は、何らかの理由で担当競技役員が明らかに不正確であると判定した場合以外は、公式時間とする。不正確であると判定した場合は、調整可能であれば、写真から得られた時間差を基礎としながら予備計時員の時間を公式のものとする。写真判定装置がうまく作動しない可能性がある時には、予備計時員を任命しなければならない。

19.23 写真判定による時間は以下のようにする。

19.23.1 トラックでの10,000 m（を含む）以下のレースでは、厳密に0.01秒とならない場合は、次のより長い0.01秒に変換する（切上げる）。

例 26:17.533 → 26:17.54

19.23.2 10,000 mを超えるトラックでのレースでは、秒未満の下2桁が厳密に「.X00」にならない場合は、次のより長い0.1秒に変換する（切上げる）。

例 59:26.32 → 59:26.4

19.23.3 全部または一部が競技場外で行われるレースでは、秒未満の下3桁が厳密に「.000」にならない場合は、次のより長い1秒に変換する（切上げる）。

例 2:09:44.32 → 2:09:45

〔注意〕

道路競争の1マイルは、次のより長い0.1秒に変換する（切り上げる）。

〔注意〕

TR11.2に従って行われる種目の計時と記録の扱いは、競技場内で行われる種目として見なす。

トランスポンダーシステム

19.24 競技規則に準拠したトランスポンダーシステムの使用は、TR54（競歩競技：競技場内で完全に実施されないレース）、TR55、TR56、TR57に該当する競走で、次の条件が整っていれば認められる。

19.24.1 スタート地点およびコース沿道あるいはフィニッシュ地点で使用される機器のいずれもが、競技者が競技を行う際に重大な障害または障壁になってはいない。

19.24.2 競技者が身に着けるトランスポンダーやその入れ物は、負担にならない重さである。

19.24.3 システムはスターターの信号器によって始動するか、スタート合図に同期している。

19.24.4 システムは競技を行っている間や、フィニッシュ地点または記録集計のいかなる過程でも、競技者が何かを行う必要がない。

19.25 全てのレースで、0.1秒単位が厳密に「.0」にならない場合は、次のより長い1秒に変換する（切上げる）。

例 2:09:44.3 → 2:09:45

〔注意〕

- i . 公式の時間は信号器のスタート合図（または同期したスタート信号）から競技者がフィニッシュラインに到達するまでの時間（グロスタイム）である。但し、非公認ではあるが、競技者がスタートラインを通過してからフィニッシュラインに到達するまでの時間（ネットタイム）を知らせてもよい。
- ii . 道路競走の1マイルは、次のより長い0.1秒に変換する（切上げる）。

〔注釈〕

大会主催者はネットタイムを参加標準記録の資格記録として扱ったり、エリートカテゴリーの競技者を除くランナーの順位付け等に活用したりしてもよい。

19.26 このシステムによって決定された時間と着順を公認する際には、必要に応じてTR18.2と19.2を適用する。

〔注意〕

着順の決定および競技者の特定を行う補助手段として、審判員やビデオ記録を準備することを推奨する。

トランスポンダーシステムを使用する場合、主催者が適切なバックアップシステムを設置すること、特に TR19.26 を遵守することが重要である。バックアップ要員としての計時員、さらに重要なこととして、僅差のフィニッシュの順位を確定するための写真判定員（チップの計測によっては差が判別できない可能性がある）を手配することを、強く推奨する。

19.27 トランスポンダー主任はシステムが正しく作動することに責任を持つ。競技のスタート前に担当の技術スタッフと打ち合わせを行い、装置を理解し、全ての設定を確認する。また、機器のテストを監督し、トランスポンダーのフィニッシュライン上通過時に競技者のフィニッシュ時間が記録されることを確実にする。審判長と協力して、必要に応じて TR19.26 を適用する準備をしなければならない。

TR 20. トラック競技におけるラウンドの通過

予選

20.1 トラック競技における予選は、参加競技者が多数のため、決勝1回では満足に競技を行うことができない時に行う。予選ラウンドを行う場合、全競技者が参加し、予選の結果によって次のラウンドに進むようにしなければならない。競技会統括団体は一つあるいは複数の種目で、その競技会の中で、あるいはそれに先立つ別の競技会の結果で、参加資格を与える競技者の一部または全部を決め、その競技会のどのラウンドから出場することができるかを定める権限を持つ。

どの競技者に参加資格を与え、どのラウンドから出場できるかという手順や考え方（特定の期間に達成された参加標準記録、指定競技会での順位やランキング等）については、各競技会の大会要項等に記載されなければならない。

〔注意〕

TR8.4.3参照。

- 20.2 予選の組み合わせと予選通過の条件は主催者が決める。同一団体に所属する競技者は、できるだけ異なる組に編成する。

〔国内〕

1. 予選を行う時には、競技者の最近の記録を考慮に入れ、最高の記録を作った競技者が順当に進んだ時には、決勝に出られるように編成することが望ましい。
2. 中・長距離走の1組の人数は次のようにすることが望ましい。

1500 m、3000 m SC	：15人以内
3,000 m、5,000 m (グループスタートの場合)	：27人以内
10,000 m (グループスタートの場合)	：30人以内

予選を行った場合、決勝に進出できる人数

1,500 m、3,000 m SC	：12人以内
3,000 m、5,000 m、10,000 m	：18人以内
3. 2または3チーム間の対抗競技会では、種目ごとにチームの抽選を行い、交互にレーンを決めてもよい。
4. 9レーンがある場合はこれを有効に活用して、予選の組数を少なくしてもよい。
5. 種目別の参加数に応じた予選等での上位ラウンドへの進出の組分けは、以下の表を使用することを推奨する。主催者独自に定めた方法で行う際には、大会要項や競技注意事項等に詳細を明記する。

100 m、200 m、400 m、100 mH、110 mH、400 mH

ラウンド 参加数	一次予選			二次予選			準決勝		
	組数	着順	上位 記録者	組数	着順	上位 記録者	組数	着順	上位 記録者
9 - 16	2	3	2						
17 - 24	3	2	2						
25 - 32	4	3	4				2	3	2
33 - 40	5	4	4				3	2	2
41 - 48	6	3	6				3	2	2
49 - 56	7	3	3				3	2	2
57 - 64	8	3	8	4	3	4	2	4	
65 - 72	9	3	5	4	3	4	2	4	
73 - 80	10	3	2	4	3	4	2	4	
81 - 88	11	3	7	5	3	1	2	4	
89 - 96	12	3	4	5	3	1	2	4	
97 - 104	13	3	9	6	3	6	3	2	2
105 - 112	14	3	6	6	3	6	3	2	2

800 m、4 × 100 mリレー、4 × 200 mリレー、メドレーリレー、
4 × 400 mリレー

ラウンド 参加数	一次予選			二次予選			準決勝		
	組数	着順	上位 記録者	組数	着順	上位 記録者	組数	着順	上位 記録者
9 - 16	2	3	2						
17 - 24	3	2	2						
25 - 32	4	3	4				2	3	2
33 - 40	5	4	4				3	2	2
41 - 48	6	3	6				3	2	2
49 - 56	7	3	3				3	2	2
57 - 64	8	2	8				3	2	2
65 - 72	9	3	5	4	3	4	2	4	
73 - 80	10	3	2	4	3	4	2	4	
81 - 88	11	3	7	5	3	1	2	4	
89 - 96	12	3	4	5	3	1	2	4	
97 - 104	13	3	9	6	3	6	3	2	2
105 - 112	14	3	6	6	3	6	3	2	2

1,500 m

ラウンド 参加数	予選			準決勝		
	組数	着順	上位 記録者	組数	着順	上位 記録者
16 - 30	2	4	4			
31 - 45	3	6	6	2	5	2
46 - 60	4	5	4	2	5	2
61 - 75	5	4	4	2	5	2

2,000mSC、3,000 m、3,000 m SC

ラウンド 参加数	予選			準決勝		
	組数	着順	上位 記録者	組数	着順	上位 記録者
20 - 34	2	5	5			
35 - 51	3	7	5	2	6	3
52 - 68	4	5	6	2	6	3
69 - 85	5	4	6	2	6	3

5,000 m

ラウンド 参加数	予選			準決勝		
	組数	着順	上位 記録者	組数	着順	上位 記録者
20 - 40	2	5	5			
41 - 60	3	8	6	2	6	3
61 - 80	4	6	6	2	6	3
81 - 100	5	5	5	2	6	3

10,000 m

ラウンド 参加数	予選		
	組数	着順	上位 記録者
28 - 54	2	8	4
55 - 81	3	5	5
82 - 108	4	4	4

〔国際〕

国際競技会では、予選の組み合わせと予選通過の条件は技術代表が以下のように決める。もし技術代表が任命されていない場合は主催者が決める。

20.2.1 各競技会の競技注意事項等には、特別な事情がない限り

ラウンドの数や各ラウンドの組数、次ラウンドへの進出条件（即ち、着順(p)、時間(t)による進出条件等）が記載されていなければならない。こうした情報は追加的に行われる予備予選時にも示されていなければならない。

〔国際一注意〕

- i あらかじめ競技注意事項等で規定されていない場合や主催者が決めていない場合には、WAのウェブサイトに掲載されている組分け方法（テーブル）を使用してもよい。
- ii 準決勝および決勝において棄権により空いたレーンについて、前ラウンドで当該ラウンドに進出する資格を獲得した競技者の次にランク付けされた者で補充することを、適用する規則で定めることができる。

20.2.2 各国または各チームの競技者および最も良い記録を持つ競技者は、競技会の予選ラウンドにおいて可能な限り異なった組に入れる。最初のラウンド後、この規則を適用するにあたっては、各組間で競技者の交換が必要な場合は可能な範囲で、TR20.4.3～20.4.5に従い同じ「ランクの競技者（レーン・グループ）」間で行なう。

20.2.3 組編成にあたってはできるだけ全競技者の成績を考慮し、もっともよい記録を持っている競技者が決勝に残れるように編成することが望ましい。

予選ラウンドは、次のラウンドに進み、最終的に決勝に進出する競技者を可能な限り最良の方法で決定しなければならない。これには同じメンバーまたはチームの競技者だけでなく、上位記録を保持した競技者（一般的には参加標準記録有効期間の記録で決定されるが、直近の顕著な記録などもまた考慮される）が予選の同じ組に入らないよう可能な限り配慮することも含まれる。

適用される規則で別に定めがない限り、主要競技会で組み合わせの基本となるのは、少なくとも事前に決められた期間中の有効な条件（関連種目での風速を含む）で、各競技者が達成した最も良い記録でなければならない。この期間は通常、競技会に適用される規則または競技会のエントリー条件と基準を定めた文書に明記される。そうした基準が明記されてい

い場合、技術代表または主催者が一つの、一部の、あるいは全ての競技に適用する代替期間や規準を定めない限り、「シーズンベスト」を使用する。トレーニングやテストで得られた記録などの要素は、組み合わせにおいて考慮されるべきではない。最も良い記録を持つ競技者に関連する規則の要件では、上記で概説した厳密な適用条件からいくらかの逸脱を必要とすることもある。例えば、通常上位に組分けされる可能性のある競技者が所定の期間（怪我、病気、資格停止、またはショート・トラックで行われる競技会で400mトラックの記録しか持たないなど）で、有効記録を持たないとか、持っても良くないといった時、その競技者は通常、組み合わせリストの下位に置かれるが、技術代表による調整が検討されるべきである。優勝候補者とみなされる競技者同士の予選ラウンドでの対決を避けるために、同様の原則を適用すべきである。同時に、同じ加盟団体またはチームの競技者が異なる組になるよう調整する必要がある。このような場合、組合せの調整は組分けの原案が出た直後に、レーンを決める前に行うべきである。これらの原則を適用する際には、競技者の入れ替えは、

- a. 最初のラウンドにおいては、あらかじめ決められた期間中に有効な最も良い記録のリストで同様のランキングを有する競技者との間で、
- b. 次のラウンドにおいては、TR20.4.3～20.4.5に基づく同様のランキングを有する競技者の間で、

行う。

これらの原則に従うことは、いくつかの種目でラウンド数を減らした競技ではより重要となる。公平でかつ陸上競技の魅力アピールを達成するためには、正確かつ十分に考慮された組分けが不可欠である。下位レベルの競技会では、技術代表または主催者は同様の最終結果を達成するために、異なる原則の使用を検討してもよい。

ランキングと予選の組合せ

20.3 ランキングと予選の組合せは以下のように行う。

- 20.3.1 最初のラウンドにおいて、競技者は予め決められた期間内に達成された当該種目の有効な記録のリストから、または適用される規定によって、シードを決定し、ジグザク配置によって予選の組を決める。

20.3.2 予選ラウンド等を行った場合、次のラウンドの組の編成は前のラウンドの成績によって行う。可能な限り、同じ所属の競技者は異なった組に入れるようにする。

a. 〔国内〕 800 m (4 × 400 m リレーを含む) までの種目は、その前のラウンドの順位と記録に基づいて組分けを行う。そのために、競技者を以下のように順位づけをする。

- ・ 予選1着の中で1番速い者
- ・ 予選1着の中で2番目に速い者
- ・ 予選1着の中で3番目に速い者

以下同様、予選全組の1位の記録順
(2着以下も同様に行う)

- ・ 予選2着の中で1番速い者
- ・ 予選2着の中で2番目に速い者
- ・ 予選2着の中で3番目に速い者

以下同様、予選全組の2位の記録順
(時間で通過した者)

- ・ 1番目に速い者
- ・ 2番目に速い者
- ・ 3番目に速い者

b. その他の種目は、前のラウンドの記録によって編成する。

〔国際〕

その他の種目では、元の成績リストは組分けのために引き続き使われ、前のラウンドで記録が更新された時のみ修正する。

〔注釈〕

WA規則では、本条項 a の適用種目を 100 m ~ 400 m (4 × 400 m リレーを含む) とし、800 m は本条項 b の「その他の種目」とする。

20.3.3 競技者をジグザグに配置する。

(例) 3組の場合は次のような組編成になる。

A 1 6 7 12 13 18 19 24

B 2 5 8 11 14 17 20 23

C 3 4 9 10 15 16 21 22

20.3.4 それぞれの場合において、走るべき組の順序は組の編成が決定された後、抽選によって決める。

最初のラウンドでは組数を減らすために、400mまでのレースでは追加レーン（例えば直走路や曲走路の第9レーン）を使用すること、800mのスタートでは1レーンに2名の競技者を入れることが許容され、普通に実践されている。

各組の実施順序を決定するランダム抽選は公平さに基づいている。中距離および長距離のレースでは、最終組を走る競技者は次ラウンド進出のために出すべき記録を知ることができる。短距離のレースでも、気象条件が変わる（雨が突然降る、風の強さや方向が変わる）など公平性に関わる要素が存在する。組の順序は恣意的でなく偶然によって決定されることは、公平性において重要である。

レーンの決定

20.4 800mまで（4×400mリレーを含む）までの種目で複数のラウンドが行われる場合は、そのレーン順は下記によって決める。

20.4.1 適用される規則に特別な定めがない限り、最初のラウンドと TR20.1 により追加的に行う予備予選ラウンドにおいて、レーン順は全員（または全チーム）を抽選で決める。

20.4.2 次のラウンドからは TR20.3.2 a. または b. で示された手順により、各組の編成終了後、競技者は次のようにランク付けする。

8レーンのトラックの場合、三つのグループに分けて抽選を行う。8レーン未満の場合、または9レーン以上の場合、次の考え方を原則とし、必要な変更を加えて適用する。

20.4.3 直線種目（100m・100mH・110mH等）

上位グループ	3・4・5・6レーン
中位グループ	2・7レーン
下位グループ	1・8レーン

20.4.4 200 m競走

上位グループ	5・6・7レーン
中位グループ	3・4・8レーン
下位グループ	1・2レーン

20.4.5 400 m競走・スタート時にレーンを使用する800m競走・
4×400mRまでのリレー競走

上位グループ	4・5・6・7レーン
中位グループ	3・8レーン
下位グループ	1・2レーン

〔国内〕

TR20.4.3～20.4.5の考え方に加え、以下の考え方を適用しても良い。

上位グループ	3・4・5・6レーン
中位グループ	7・8レーン
下位グループ	1・2レーン

〔注意〕

- i ワールドランキングコンペティション定義1. (d)、(e) と2. に該当する競技会における800 m競走は、それぞれのレーンで1名または2名の競技者が走ってもよいし、弧形のライン後方からスタートするグループスタートでもよい。ワールドランキングコンペティション定義1. (a)、(b)、(c) と2. (a)、(b) に該当する競技会においては、同着で、あるいは審判長またはジュリーの判断で次のラウンドに進出する競技者の数が増えた場合を除いて、このスタート方式は予選にのみ適用することが望ましい。
- ii 800 m競走においては、決勝を含めて何らかの理由により利用できるレーン数より競技者が多い場合、審判長（〔国際〕技術代表）は複数の競技者をどのレーンに入れるか決定しなければならない。

- iii 競技者数よりレーン数が多い場合は、常に、内側のレーン（1レーンに限らず）を空けることが望ましい。

〔国内〕

レーンで行う直線競走（50 m、55 m、60 m、100 m<いずれもハードルを含む>、110 mハードル）、および200 m、300 m、400 m、300 mハードル、400 mハードル、4×100 mリレーで全レーンを使用する必要がない場合は、もっとも内側のレーンをあける方がよい。

〔注意〕 ii に関しては、技術代表がそうした状況にどのように対処すべきという明確な指針はない。しかし、この問題はレースの第一曲走路にしか影響せず、短距離レースでのレーンの割り当てほど重要ではない。技術代表は1レーンに2名を入れるにあたり、そのレーンに配置される競技者の不便を最小限にするよう配慮が必要であり、通常は、競技者が急なカーブを走らなくてよいように、外側のレーンを使うことが多い。

〔注意〕 iii に関しては、競技場に8レーンよりもレーンが多い場合は、技術代表が（いない場合は主催者が）この目的のためにどのレーンを使用するのかを事前に決定する必要がある。例えば9レーンの周回トラックの場合、9名未満の競技者が競技に参加する時、第1レーンは使用しない。従って、TR20.4の目的のために第2レーンは第1レーンとみなされ、以下同様である。

- 20.5 ワールドランキングコンペティション定義 1. (a)、(b)、(c) と 2.(a)、(b) に該当する競技会および本連盟が主催、共催する競技会では、800 mを超える競走、4×400 mを超えるリレー種目ならびに単一ラウンド（決勝）しかない競走のレーン順やスタート位置は、抽選で決める。
- 20.6 予選・決勝の方法以外で行われるレースでは、シードや抽選などラウンドの通過方法を含む必要な競技運営方法を決めておかなければならない。
- 20.7 競技者はその氏名が載せられている組以外の組で競技することは許されないが、〔国際〕技術代表または審判長が組合せを変更した方が妥当だと考えた場合は、その限りではない。

次ラウンドへの進出

20.8 全ての予選では少なくとも各組の1着と2着は次のラウンドに出場する資格があり、可能な限り各組3着まで出場の資格を与えることが望ましい。

TR21の適用以外では、TR20.2による着順または時間によって、特別に設けられた競技注意事項等によって、または主催者による決定のいずれかによって、競技者を次のラウンドに進出させることができる。競技者が時間によって資格が与えられる場合には、その決定方法は同一の計時方法に限る。

〔注意〕

800m以上の距離で予選が行われる場合、時間により次ラウンドへの進出資格が与えられる競技者はごく少数とすることを推奨する。

〔国内〕

時間によって次のラウンドに出場資格が与えられるのは、写真判定システムを使用する競技会に限る。

組み合わせのためのテーブルが競技会規程で定められている場合、TR20.8に定める原則が組み込まれているのが通常である。そうでない場合、技術代表者または主催者は使用する次ラウンドへの進出基準を決める際に、同じ原則に従うべきである。

但し、TR21により特に着順に基づいて最後の枠が同成績で決まる場合には、バリエーションが適用される場合がある。そのような場合には、時間での次ラウンド進出者を1名減らす必要がある。利用可能なレーンが十分にある場合、または800mの場合（スタート時のレーンが2名以上の競技者に使用される場合）またはレーンを使用しないレースの場合、技術代表は追加競技者の進出を判断することがある。

TR20.8で一つの計時システムのみが適用されると規定しているため、優先的に使用しているシステム（通常は写真判定）に障害が発生した場合に備え、バックアップの計時システムを予選ラウンドでも使用できるようにしておくことが重要となる。技術代表は二つ以上の組で、異なる計時方法からの時間しか得られない（同一の計時方法が使用できない）場合、審判長と協力して特定の競技会の状況の中で、次ラウンド進出者を決定す

るための公平な方法を決定しなければならない。追加レーンがある場合は、この選択肢を最初に検討することが推奨される。

招待競技会

20.9 〔国際〕 ワールドランキングコンペティション定義1. (d) と 2. (d) に該当する競技会では、競技者は主催者が決めた適用される競技会規則や主催者が定めた他の方法によって組分け、順位付け、レーンの割り当てが行われるが、その内容は事前に競技者や競技者の代理人に通知されることが望ましい。

招待競技会で実施される競技会は、「決勝」ラウンドのみでありながら複数の「レース」が行われる場合、「レース」は競技会またはその競技会が属している一連の競技会シリーズのための開催規定に従って実施される必要がある。もし規定が存在しなければ、様々な「レース」への競技者の割り振りは、主催者、もしくは任命されているなら技術代表が行うのが一般的である。

このような競技会では、競技者の最終順位がどのように決定されるかについても同様の考慮がなされる。いくつかの競技会ではメインレース以外の「レース」は別レースとみなされ、総合ランキングとして考慮されないが、他の競技会では各レースの結果はひとつにまとめられて総合ランキングになるものもある。賞品やその他の考慮事項に影響を及ぼす可能性があるため、その競技会ではどちらの順位づけが適用されるのかなどを事前に参加者に通知することを強く推奨する。

次ラウンドまでの最小時間

20.10 一つのラウンドの最後の組と次のラウンドの最初の組、あるいは決勝競技との間には、最小限、次の時間をおかなければならない。

200 m (含めて) まで	45分
1,000 m (含めて) まで	90分

〔国内〕

1,000 mを超える種目では、最小限3時間をおく。

〔国際〕

1,000 mを超える種目については、同一日に実施しない。

TR 21. 同 成 績

- 21.1 決勝審判員もしくは写真判定員が TR18.2、19.17、19.21、19.26により、どの順位においても競技者を区別することができない時は同成績として決定し、同成績はそのままとする。

TR20.3.2による同順位

- 21.2 (着順ではなく) 時間を元にして TR20.3.2によるランキングの順位が同じ場合は、写真判定員主任は0.001秒の実時間を考慮しなければならない。それでも同じであれば同成績とし、ランキングの順位を決める抽選を行う。

着順による最後の1枠が同順位

- 21.3 TR21.1を適用しても、着順による最後の1枠を決めるにあたり同成績がいる場合、空きレーンがあるか、走る場所がある(800m競走でレーンに複数割り当てる場合を含む)のであれば、同成績者は次のラウンドに進めるようにしなければならない。不可能なら、次ラウンドへの進出者は抽選により決める。
- 21.4 着順と時間で次ラウンド進出者を決める方法(例:2組で行い、各組3着までと4着以下の上位記録2名が次ラウンド進出)において、着順で決める最後の1枠が同成績だった場合、同成績(同着)の競技者を次ラウンドに進出させ、その分、時間に基づいて次ラウンドへの進出を認める競技者の数を減らす。

時間による最後の1枠が同順位

- 21.5 時間による最後の1枠に同成績がいる場合、写真判定主任は0.001秒の実時間を考慮しなければならない。それでも同じであれば同成績とする。空きレーンがあるか、走る場所がある(800m競走でレーンに複数割り当てる場合を含む)のであれば、同成績者は次のラウンドに進めるようにしなければならない。不可能なら、次ラウンドへの進出者は抽選により決める。

TR 22. ハードル競走

22.1 ハードル競走の標準の距離は、次の通りとする。

男子（一般、U20、U18）：110 m、400 m

女子（一般、U20、U18）：100 m、400 m

各レーンには、次のように10台のハードルを配置する。

男子

距離	スタートラインから 第1ハードルまでの距離	ハードル間の 距離	最終ハードルから フィニッシュラインまでの距離
110m	13m720	9m140	14m020
400m	45m	35m	40m

女子

距離	スタートラインから 第1ハードルまでの距離	ハードル間の 距離	最終ハードルから フィニッシュラインまでの距離
100m	13m	8m500	10m500
400m	45m	35m	40m

各ハードルは、競技者が走ってくる方向に基底部を向けて置く。ハードルは、走ってくる競技者に近い側のバーの垂直面を競技者寄りの位置マークに合わせるように配置する。

50mと60mのハードルの配置はTR47参照。

〔国内〕

1. 中学校のハードル競走は、次の規定によって実施する。

中学男子

距離	スタートラインから 第1ハードルまでの距離	ハードル間の 距離	最終ハードルから フィニッシュラインまでの距離
110m	13m720	9m140	14m020

中学女子

距離	スタートラインから 第1ハードルまでの距離	ハードル間の 距離	最終ハードルから フィニッシュラインまでの距離
100m	13m	8m	15m

2. 300 mハードルは、次の規定によって実施する。

スタート位置 : 300mのスタートラインに同じ

スタート～第1ハードルの距離 : 45 m

ハードル間の距離 : 35 m

第8ハードル～フィニッシュラインの距離 : 10 m

22.2 ハードル上部のバーは木または他の非金属性の適当な材料でつくり、他の部分は金属または他の適当な材料でつくる。ハードルは1本あるいは数本のバーによって補強された長方形の

枠組を支える2本の支柱と2個の基底部からなり、支柱はそれぞれの基底部の一方の末端に固定する。ハードルが倒れるためには、上端の中央部に少なくとも3 kg 600の力を水平に加える必要があるように設計されていなければならない。ハードルは各種目に必要な高さに調節できるようにする。それぞれの高さにおいて、少なくとも3 kg 600～4 kgの力が作用する時は、転倒するように平衡を調節できるよう錘をつけなければならない。ハードルのバーの中央部分に10 kg相当の力が加えられた場合、水平方向のたわみ（支柱のたわみを含む）が最大で35 mmを超えてはならない。

〔国内〕

ハードルの抵抗力を検査するには簡単なばね秤を使用し、バーの中央に牽引力を加える。別の方法として、紐の一端にかぎをつけてバーの中央に引っ掛け、他端は適当に固定した滑車にかけて錘で加重する。

22.3 ハードルの標準の高さは、次の通りとする。

男子

距離	一般	U20	U18	中学校*
110m	1m067	991 mm	914 mm	914 mm
400m	914 mm	914 mm	838 mm	—
300m*	—	914 mm	838 mm	—

女子

距離	一般	U20	U18	中学校*
100m	838 mm	838 mm	762 mm	762 mm
400m	762 mm	762 mm	762 mm	—
300m*	—	762 mm	762 mm	—

*国内

50mと60mのハードルの高さは TR47 参照。

〔参考〕

全国小学生陸上競技交流大会使用器具：男女とも700 mm

〔国際—注意〕

製造会社による製品の誤差があるため、U20 110 m用ハードルの高さは1, 000 mmまで許容される。

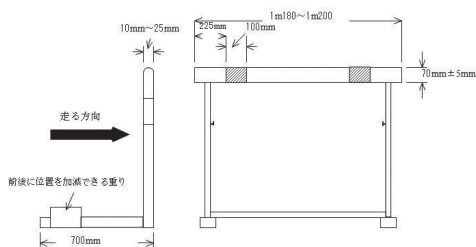
ハードルの幅は1 m 180～1 m 200、基底の長さは700 mm以下とし、ハードルの全重量は10 kg以上とする。各ハードル

の高さにおける許容度は、標準の高さより±3mmが製造の誤差として認められる。

〔注釈〕

プログラムや記録申請時等の種目名は「ハードルの高さ／インターバル」で表記する。

- 22.4 上部のバーの高さは70mm(±5mm)、厚さは10mm～25mmとし、上端は丸味をもたせる。両端を固定しなければならない。
- 22.5 上部のバーは黒と白または他の濃淡の著しい色(かつ周囲の景観とも区別できるような色)で塗り、両端は淡い方の色とし、その幅は少なくとも225mmとする。その色分けは全ての競技者が見分けることができるものとする。



- 22.6 ハードル競走はレーンを走る。各競技者はスタートからフィニッシュまで自分に決められたレーンのハードルを越え、そのレーンを走らなくてはならない。これに違反した場合は、TR17.3が適用されない限りは失格となる。

加えて競技者は次のことをすると失格となる。

- 22.6.1 ハードルを越える瞬間に、足または脚が(いずれの側かにかかわらず)ハードルをはみ出て、バーの高さより低い位置にある時。
- 22.6.2 手や体、振り上げ脚の前側で、いずれかのハードルを倒すか移動させた時。
- 22.6.3 直接間接を問わず、レース中に自分のレーンまたは他のレーンのハードルを倒したり移動させたりして、他の競技者に影響を与えたり妨害したり、他の規則に違反する行為をした時。

この規則が守られ、ハードルの位置が変わらず、ハードルの高さが下がったりどちらの向きにも傾いたりしなければ、競技者はハードルをどのような方法（姿勢）で越えてもよい。

各ハードルを越えるための要件は、競技者が各ハードルを自身のレーン内で越えることを求めていると読むべきではない。常に TR17.1、17.3 の意図に従うことが要件となる。しかし、競技者が別のレーンのハードルを蹴り倒したり、他のレーンのハードルを移動させたりすることによって他の競技者の進路に影響を及ぼす場合、その競技者は失格としなければならない。

競技者が別のレーンのハードルを蹴り倒したりハードルを移動させたりする状況は、論理的な方法で解釈されるべきである。例えば、すでにハードルを飛び越えている競技者のレーン内のハードルを倒すか移動させた競技者は、他の規則違反（例えば、曲走路の内側レーンに入ったとか、ハードルを越える瞬間に、足または脚がハードルをはみ出て（どちら側でも）バーの高さより低い位置を通った）がない限りは、必ずしも失格にすべきではない。この規則の目的は、他の競技者に影響を及ぼすような行動を取る競技者は失格と見なすべきであることを明確にすることである。

それにもかかわらず、審判長と監察員は各競技者が自身のレーン内にいたかどうか、警戒し注意しなくてはならない。さらにハードル競技では競技者がハードルを越える際、広範囲に腕を伸ばし隣のレーンの競技者に当たったり、邪魔になったりすることは一般的なことである。このことは立っている監察員または競技者の正面に位置しているビデオカメラから、最も確実に状況を確認することができる。これに関しては TR17.1 を適用することができる。

TR22.6.1 は、競技者のリード脚と抜き脚の両方に適用される。

ハードルを蹴り倒してもそのことだけでは失格とはならない。以前の「故意にハードルを倒す」という規則は削除された。TR22.6.2 では審判長によって考慮される、より客観的な要素に変更された。わかりやすい事例として、競技者が「手を使う」といっても、ハードルを駆け抜ける際に胸のそばに手があるということもある。振り上げ脚の前側には、太ももの付け根からつま先まで、脚の前向きの全ての部分が含まれる。

〔注意〕 との関連では、それは主に下位レベルの競技会に関連するが、と

はいえ全ての競技会に適用される。基本的には、ストライドのパターンを崩したり失ったりした競技者は、例えば手をハードルに添えて「登り越える」ことが認められる。

22.7 TR22.6.1および22.6.2の場合を除いて、ハードルを倒しても失格にはならない。また記録も認められる。

22.8〔国内〕 全部のハードルが本連盟規定のものが使われていなければ、その記録は公認されない。

<〔国内〕参考>

TR 22. ハードル競走関連 規格等一覧

【110mH・100mH】

		ハードルの標準の高さ	スタートラインから第一ハードルまでの距離	ハードルの間の距離	最後のハードルからフィニッシュラインまでの距離		
男子	一般	1m067	13m720	9m140	14m020		
	U20	991mm					
	U18	914mm					
	JH *	991mm					
	YH *	914mm					
中学校*							
女子	一般	838mm	13m	8m500	10m500		
	U20						
	U18	762mm				8m	15m
	YH *						
	中学校*						

*国内

【400mH】

		ハードルの標準の高さ	スタートラインから第一ハードルまでの距離	ハードルの間の距離	最後のハードルからフィニッシュラインまでの距離
男子	一般	914mm	45m	35m	40m
	U20				
	U18	838mm			
女子	一般	762mm	45m	35m	40m
	U20				
	U18				

【* 300mH】

		ハードルの標準の高さ	スタートラインから第一ハードルまでの距離	ハードルの間の距離	最後のハードルからフィニッシュラインまでの距離
男子	U20	914mm	45m	35m	10m
	U18	838mm			
女子	U20	762mm	45m	35m	10m
	U18				

*国内

注) 本表は TR10〔国内〕4. に従い「m」「mm」を使い分けて表記しているが、プログラムや記録申請時の種目名表記等の施設用器具関係に直接に関わらない場合は「m」で表記してよい。その際には、「ハードルの高さ／ハードル間の距離」で表記する。

TR 23. 障害物競走

- 23.1 標準距離は2,000 mおよび3,000 mとする。
- 23.2 3,000 m競走は障害物を28回と水濠を7回越えなければならない。スタートラインから最初の1周に入るまでの間には、障害物を置かない。競技者が最初の1周に入るまでは、それ以降の周回で使用される障害物は事前に設置しない。
- 23.3 2,000 m競走は障害物を18回と水濠を5回越えなければならない。最初の障害物は、周回の3番目の障害物の位置とする。それよりも手前にある障害物は、最初に競技者が通過するまでは設置しない。

〔注意〕

2,000 m競走でトラックの内側に水濠がある場合、5個の障害物全てが設置された周回は、スタート後フィニッシュラインを2回通過した2周目からとする。

〔国内〕

2,000 m競走でトラックの外側に水濠がある場合、水濠は1周目の2番目の障害物とし、次の周からは4番目の障害物とするのがよい。

- 23.4 障害物競走ではフィニッシュラインを初めて通過してから各周に5個の障害物があり、その4番目に水濠を越す。障害物は均等距離に置く方がよい。すなわち障害物間の距離は、1

週の長さの約5分の1とする。

||

〔注意〕

WA陸上競技施設マニュアルに示すように、フィニッシュライン前後での安全確保を目的として、スタートラインから最初の障害までの距離や次の障害物までの距離を十分に取るため、障害物の間隔の調整が必要な場合がある。

〔国内〕

1. トラックの内または外側の地域に水濠を設置することによって、1週の距離を延ばしたり縮めたりすることができる。1週の正確な長さを定めることや、水濠の位置を正確には明記できない。
2. 3,000 m競走ではスタート時の競技者の安全を確保するため、スタートラインから最初の障害物までを70 m以上とする。9レーンのトラックで水濠がトラックの外側に設置されている競技場においては、この距離を確保するためスタートラインから最初の障害物までを70 mとし、全競技者が第1障害物を通じた後、この障害物を等間隔の位置に置き換える。

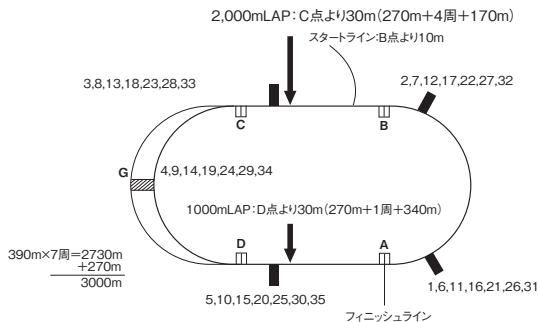
次の3,000 m競走の計測方法は一例ではあるが、スタートラインを移動することによって必要な第1障害物までの距離を調整することができる。

〔例1〕

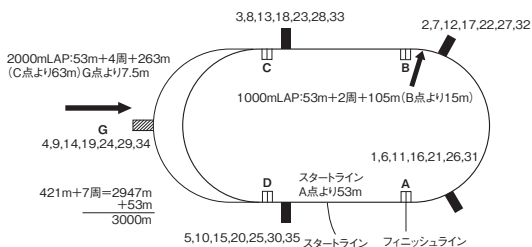
400 mのトラックの内側に水濠を設けて1周が390 m、直線が80 mの場合：

スタートラインから最初の1周に入るまで障害物を置かない	270 m
最初の1周入ってから第1障害物までの距離	10 m
第1障害物から第2障害物までの距離	78 m
第2障害物から第3障害物までの距離	78 m
第3障害物から水濠までの距離	78 m
水濠から第4障害物までの距離	78 m
第4障害物からフィニッシュラインまでの距離	68 m

390 mの7周 = 2,730 m 270 m + 2,730 m = 3,000 m



400mトラック内側に水濠を設けて1周が390m、直線80mの場合



400mトラック(8レーン)外側に水濠を設けて1周が421m、直走路が80m、障害礎石を10m500移動した場合

[例2]

400mのトラックの外側に水濠を設けて1周が422m960、直線が80m、レーンの幅を1m220とし、障害礎石を11m480移動した場合(9レーン、水濠が2,000mラップの位置)：

スタートラインから最初の1周に入るまで障害物を置かない

39 m 280

スタートラインから最初の障害物まで

70 m

最初の1周に入ってから第1障害物までの距離

30 m 720

(第1障害物をフィニッシュライン側に移動する距離

15 m 616)

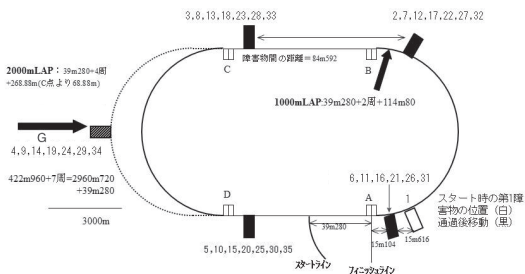
第1障害物から第2障害物までの距離

84 m 592

第2障害物から第3障害物までの距離

84 m 592

第3障害物から水濠までの距離 84 m 592
 水濠から第4障害物までの距離 84 m 592
 第4障害物からフィニッシュラインまでの距離 69 m 488
 422 m 96の7周 = 2,960 m 720 39 m 280 + 2,960 m 720 = 3,000 m



400mトラック（9レーン）外側に水濠を設けて1周が422.96m、直走路が80m、障害礎石を11m480移動した場合

23.5 障害物の標準の高さは、男子が914mm（±3mm）女子が762mm（±3mm）、幅は少なくとも3m 940とする。障害物の最上部のバーと水濠に接した障害物の最上部のバーは127mm（±3mm）の正方形とする。

〔国際〕

障害物の標準の高さは、男子・U20男子が914mm（±3mm）、U18男子が838mm（±3mm）、女子が762mm（±3mm）、幅は少なくとも3m 940とする。障害物の最上部のバーと水濠に接した障害物の最上部のバーは127mm（±3mm）の正方形とする。

各障害物の重量は80kg～100kgで、各障害物は両側に1m 200～1m 400の基部をつける。

水濠に接した障害物の幅は3m 660（±20mm）で、水平に移動しないようにグラウンドに強固に固定されていなければならない。

上部のバーは黒と白または他の濃淡の著しい色（かつ周囲の景観とも区別できるような色）で塗り、両端は淡い方の色とし、その幅は少なくとも225mmとする。その色分けは全ての

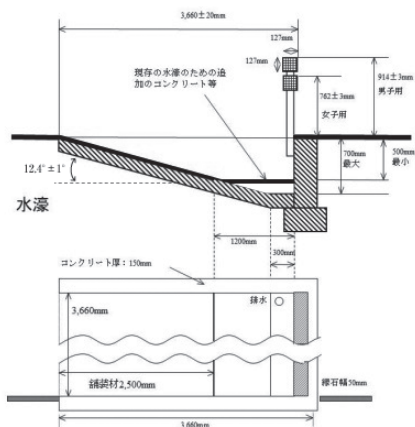
じる。

〔国際〕

障害物に接する側の水濠の水深は進行方向に約1m200にわたり500mm(±50mm)とし、他の側でグラウンドと同一表面になるように底を 12.4° ($\pm 1^\circ$)均一に上向きに傾斜させる。

〔注意〕

2018～2019年度の競技規則で定められた規格で作られたものは有効とする。



23.7 競技者は水濠を越えて、あるいは水濠に入って進み、全ての障害物を越えなくてはならない。そうしない場合は失格となる。加えて競技者は、次のことをすると失格となる。

23.7.1 水濠のある場所で、水濠以外の地面を踏んだ時（水濠の右側・左側を問わない）。

23.7.2 障害物を通過する瞬間、足または脚が（いずれの側かにかかわらず）障害物をはみ出て、バーの高さより低い位置にある時。

この規則が守られていれば、競技者は障害物をどんな方法で越えてもよい。

TR 24. リレー競走

- 24.1 4×100 m、4×200 m、100 m -200 m -300 m -400 m (メドレーリレー)、4×400 m、4×800 m、1200 m -400 m -800 m -1600 m (ディスタンスメドレーリレー)、4×1500 mが標準の距離である。

〔国際―注意〕

メドレーリレーは走る距離の順番を入れ替えることができる。その場合、TR24.3、24.14、24.20の適用においては、適切な調整を行うこと。

〔注釈〕

- 国内競技場のメドレーリレーに関するマーキングは、100 m -200 m -300 m -400 mの順で行うことを前提としている。
- 24.2 幅50 mmのラインをトラックに横に引いて、各区域の距離とスタートラインを示す。
- 24.3 4×100 m Rと4×200 m Rの全走者間、およびメドレーリレーの第1走者と第2走者間、第2走者と第3走者間のテイク・オーバー・ゾーンは30 mとし、ゾーンの入口から20 mが基準線となる。メドレーリレーの第3走者と第4走者間、4×400 m Rおよびそれ以上の距離で行われるリレー種目のテイク・オーバー・ゾーンは基準線を中心に20 mとする。ゾーンは、走る方向においてスタートラインに近い端を基点とする。レーン内で行われる各バトンの受け渡しについて、担当する競技役員は、各競技者が正しいテイク・オーバー・ゾーンの位置にいることを確認する。その競技役員は TR24.4 (マーカーの数とサイズ) が確実に遵守されるようにしなければならない。

〔注釈〕

4×200 m Rで第3走者の途中からレーンがオープンになる場合は、第3走者と第4走者間のテイク・オーバー・ゾーンは20 mとなる。

監察員は各チームの各競技者が正しいレーンまたは位置で自身の位置をとるようにしなければならない。出発係は最初の走者を配置し、各バトン

を確実に渡す責任がある。出発係はまた、テイク・オーバー・ゾーンのスタートラインを支援するために割り当てられることもある。各テイク・オーバー・ゾーンの監察員主任と配置された監察員は、次走者の位置取りが正しいかどうか確認する責任を負う。全ての競技者がゾーンに正しく位置についたなら、監察員主任は合意された連絡手段（主要競技会では通常無線機）によって、関係する他の競技役員に連絡する必要がある。

また、監察員は各テイク・オーバー・ゾーンにおいて、バトンを受け取る次走者がバトンを受取るために移動を開始する前に、その足がゾーンに完全に入っていることを確認しなければならない。この動きはゾーン外のいかなる場所で開始されてはならない。

- 24.4 レーンでリレー競技を行う場合、競技者は大きさが最大50 mm × 400 mmで他の恒久的なマーキングと混同しないようなはっきりとした色の粘着テープをマーカーとして1カ所、自らのレーン内に貼ることが許される。それ以外のマーカーの使用は認められない。規則に違反しているマーカーがあれば、規則に合わせるよう、あるいは剥がすよう、審判員は当該競技者を指導する。指導に従わない場合は、審判員が剥がさなくてはならない。

〔注意〕

悪質と考えられる場合は、TR7.1および7.3を適用することができる。

〔国内〕

本連盟が主催、共催する競技会では、マーカーは主催者が用意する。

- 24.5 バトンは競技場内で行われる全てのリレー競技で使用され、レース中は手で持ち運ばなければならない。ワールドランキングコンペティション定義1. (a)、(b)、(c)と2. (a)、(b)に該当する競技会では各バトンには番号が付され、異なる色とし、トランスポンダーシステムを組込むことができる。

バトンは継ぎ目のない木材、または金属その他の硬い物質でつくられ、断面が丸く、滑らかで中空の管でなければならない。長さは280 mm～300 mmで、直径は40 mm（±2 mm）、重さ

は50g以上とする。またレースにおいて、容易に識別できる色でなければならない。

競技者はバトンを受け取りやすくする目的で手袋をはめたり、TR6.4.3で認められた以外の何かを手に付けたりすることはできない。

〔注意〕

可能であれば、各レーンまたはスタート時のレーンに割り当てられたバトンの色をスタートリストに記す。

- 24.6 もしバトンを落した場合、落とした競技者がバトンを持って継続しなければならない。この場合、競技者は距離が短くならないことを条件にバトンを持つために自分のレーンから離れてもよい。加えて、バトンを落とした時、バトンが横や進行方向（フィニッシュラインの先も含む）に転がり、レーンから離れて拾い上げた後は、競技者はバトンを落とした地点に戻ってレースを再開しなければならない。これらの手続きが適正になされ、他の競技者を妨害しない限りはバトン落としても失格とはならない。

競技者がこれらの規則に従わなければ、そのチームは失格となる。

〔注釈〕

バトンパスが開始され、バトンパスが完了していない状態でバトンを落とした場合には、バトンは渡し手（前走者）が拾わなくてはならない。バトンパスが完了し、受け手（後走者）が唯一の保持者となった後にバトンを落としたら、受け手が拾わなくてはならない。

- 24.7 バトンはテイク・オーバー・ゾーン内で受け渡されなければならない。バトンの受け渡しは、受け取る競技者にバトンが触れた時点で始まり、受け取る競技者の手の中に完全に渡り、唯一のバトン保持者となった瞬間に成立する。それはあくまでもテイク・オーバー・ゾーン内でのバトンの位置のみが決定的なものであり、競技者の身体の位置ではない。

テイク・オーバー・ゾーン外でのバトンの受け渡しは、失格となる。該当する場合、TR17.3.2が適用される。

TR17.3.2が適用されるのは、バトンパスを行っている最中に、実質的な利益を得ず、他の競技者が妨害されることもなく、テイク・オーバー・ゾーンの割り当てられたレーンの内側を踏んだ場合に適用されることがあるバトンの位置を決めるにあたっては、バトン全体を考慮する必要がある。監察員はバトンがテイク・オーバー・ゾーンに入る前に、次走者がバトンに触れる位置を確実に観察する必要がある。

バトンがテイク・オーバー・ゾーン内に入る前に次走者がバトンに触れたら、そのチームは失格となる。監察員はまた、競技者がゾーンから出る際にはバトンが受け取り側の競技者の手の中だけにあることを確認しなければならない。

24.8 バトンを受取る競技者が唯一のバトン保持者となる瞬間まで、バトンを渡す競技者に対して TR17.3が適用される。受渡した後は、バトンを受取った競技者に対して適用される。バトンを受ける前または渡した後、競技者は他の競技者への妨害を避けるため、走路が空くまで自分のレーンまたはその位置（ゾーン）にとどまる。TR17.2と17.3は適用されない。但し、自分のレーンの外を走ったり、外で立ち止まったりすることによって、バトンを渡し終えた競技者が他のチームの競技者を妨害した時は、TR17.1が適用される。

24.9 レース中、競技者が他チームのバトンを使ったり拾い上げたりした場合、そのチームは失格となる。相手チームは、有利にならない限り失格とはならない。

24.10 リレーのメンバーが走ることができるのは1区間だけである。リレー・チームのメンバーは、どのラウンドにおいてもその競技会のリレー競技または他の種目に申し込んでいる競技者であれば、誰でも出場することができる。最初のラウンドに出場した競技者は、その後のラウンドを通して、〔国際〕最大4名まで他の競技者と交代することができる。この規則に従わなければ、そのチームは失格となる。

〔国内〕

1. 申込みの時のチームの編成は、原則として6名以内とする。
2. どのラウンドにおいても出場するメンバーのうち少なくとも

- 2名は当該リレー種目に申し込んだ競技者でなければならない。
3. 最初のラウンドに出場した競技者は、その後のラウンドを通して、2名以内に限り、他の競技者と交代することができる。
 4. 交代とは、一度出場した競技者が他の競技者と代わることであり、最初のラウンドにおいて当該リレー種目に申し込んでいない競技者が出場する場合は交代とは見なさない。
 5. 前のラウンドに出場した競技者が一度他の競技者と代わり、再び当該リレー種目のチームに戻る場合は、新たな交代競技者数には加算しない。
- 24.11〔国内〕 リレー競技のチームの編成は、各ラウンドの第1組の招集完了時刻の1時間前までに正式に申告しなければならない。一度申告したらその後の変更は、その組の招集完了時刻までに主催者が任命した医務員の判断がない限り、認められない。各チームは申告された競技者がその順番で走らなければならない。この規則に従わなければ、そのチームは失格となる。

〔国際〕

リレー競技のチームの編成は、当該競技会の各ラウンドの各組の公表された **first call time**（その時間までに競技者が招集所にいなければならない時刻）までに正式に申告しなければならない。各チームは申告された競技者がその順番で走らなければならない。この規則に従わなければ、そのチームは失格となる。

〔注釈〕

招集完了時刻前であっても、一度申告した編成の変更（オーダー用紙の差換え）は認められない。

医務員の判断による変更は、出場する競技者の変更のみ認められ、編成（走る順番）の変更は認められない。

- 24.12 4×100mリレーは完全にレーンを走らなければならない。
- 24.13 4×200mリレーは以下のいずれの方法で走ってもよい。
- 24.13.1 可能ならば完全にレーンを走る（レーンで四つの曲走路を走る）。

24.13.2 第1走者と第2走者はレーンで走り、第3走者は同様に TR17.5で述べたブレイクラインの手前端までレーンで走り、その後レーンを離れることができる（レーンで三つの曲走路を走る）。

24.13.3 TR17.5で述べたブレイクラインの手前端まで第1走者が走り、その後レーンを離れる（レーンで一つの曲走路を走る）。

〔注意〕

4チーム以内で競走する場合で TR24.13.1が不可能な場合、24.13.3の方法で行う。

24.14 メドレーリレーは第2走者までレーンで走る。第3走者は TR17.5で述べたブレイクラインの手前端までレーンで走り、その後レーンを離れることができる（レーンで二つの曲走路を走る）。

24.15 4×400mリレーは以下のいずれかの方法で走ることができる。

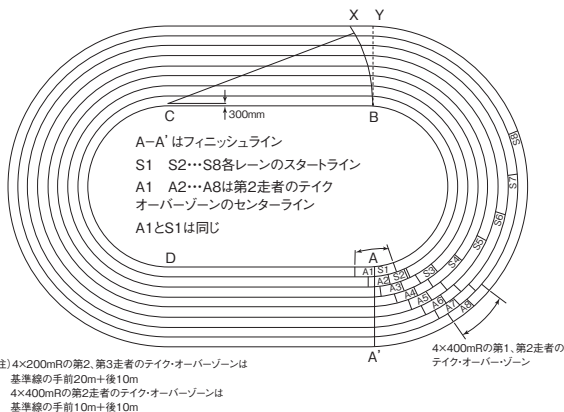
24.15.1 第1走者はレーンで走り、第2走者は同様に TR17.5で述べたブレイクラインの手前端までレーンで走り、その後レーンを離れることができる（レーンで三つの曲走路を走る）。

24.15.2 第1走者は TR17.5で述べたブレイクラインの手前端までレーンで走り、その後レーンを離れることができる（レーンで一つの曲走路を走る）。

〔注意〕

4チーム以内で競走する場合には、TR24.15.2の方法で行う。

4×200mおよび4×400mリレーで1周とつぎの曲走路
までをレーンで走る場合のスタート位置と地域変化図



- 24.16 4×800mリレーは以下のいずれかの方法で走ることができる。
- 24.16.1 第1走者はTR17.5で述べたブレイクラインの手前端までレーンで走り、その後レーンを離れることができる(レーンで一つの曲走路を走る)。
- 24.16.2 レーンを用いない。
- 24.17 競技者がTR24.13～24.15および24.16.1に従わない場合、そのチームは失格となる。
- 24.18 ディスタンスメドレーリレーと4×1500mリレーはレーンを用いないで行う。
- 24.19 全てのバトンパスにおいては、テイク・オーバー・ゾーン外から走り出してはならず、そのゾーンの中でスタートしなければならない。この規則に従わなければ、そのチームは失格となる。
- 24.20 メドレーリレーの最終走者、4×400mリレーの第3, 第4走者(TR24.15.2を適用する場合は第2走者も)は審判員の指示に従い、前走者が第二曲走路入り口を通過した順序で、内側より並び待機する。その後、待機している走者はこの順

序を維持しなくてはならず、バトンを受け取るまで入れ替わることは認められない。この規則に従わなければ、そのチームは失格となる。

〔国内〕

第二曲走路入り口地点を示すために、フィールド内1～2mの場所に黄旗を立てる。

〔注意〕

4×200mリレーにおいて、レーンを完全に走行するのではなく途中でレーンを離れる方法で実施するならば、前走者がレーン内走行でない場合、次走者はスタートリストの順番で内側より外側に一列に並ぶ。

- 24.21 4×200mリレー、メドレーリレーと4×400mリレーも含めレーンを使用しない場合には、どのリレー種目においても、次走者は、他の走者の進行を邪魔するために妨害したり押しのかたりしないのであれば、走って来る自分のチーム走者が近づくにつれてトラックの内側に移動できる。

4×200mリレー、メドレーリレーと4×400mリレーの場合には、次走者は TR24.20 で規定された順番を維持する。競技者がこの規則に従わなければ、そのチームは失格となる。

- 24.22 この規則によらないでリレー競走を行う場合には、関連する各種規則や適用方法を決めなければならない。

監察員主任と配下の監察員は、割り当てられている場所にいないと
ならない。走者が自身のレーンに正しく入った後にレースが開始されたら、テイク・オーバー・ゾーンを監察する監察員主任と担当する監察員は、規則の違反の有無、特に TR17 に基づく違反を報告する責任がある。